

決算特別委員会会議記録

決算特別委員長 嶋 幸一

1 日 時

平成30年10月2日（火） 午前10時00分から
午後 3時43分まで

2 場 所

本会議場

3 出席した委員の氏名

嶋幸一、鴛海豊、麻生栄作、吉富英三郎、三浦正臣、土居昌弘、油布勝秀、衛藤明和、
末宗秀雄、御手洗吉生、阿部英仁、二ノ宮健治、守永信幸、原田孝司、玉田輝義、
平岩純子、久原和弘、吉岡美智子、荒金信生、桑原宏史

4 欠席した委員の氏名

近藤和義

5 出席した委員外議員の氏名

井上明夫、木田昇、堤栄三

6 出席した執行部関係者の職・氏名

国民文化祭・障害者芸術文化祭局長 土谷晴美、会計管理者 岡田雄、
代表監査委員 首藤博文、監査事務局長 佐藤文博、企業局長 神昭雄、
病院局長 田代英哉 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

第100号議案平成29年度大分県病院事業会計決算の認定について、第101号議案平成29年度大分県電気事業会計利益の処分及び決算の認定について、第102号議案平成29年度大分県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、第103号議案平成29年度大分県一般会計歳入歳出決算の認定について及び第113号議案平成29年度大分県用品調達特別会計歳入歳出決算の認定について審査を行った。

詳細については、別紙「会議の概要及び結果」のとおり。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課委員会班	副主幹	長友玉美
議事課委員会班	課長補佐（総括）	工藤ひとみ
議事課議事調整班	課長補佐（総括）	佐藤晋一
議事課議事調整班	副主幹	長尾真也

決算特別委員会次第

日時：平成30年10月2日（火）10：00～

場 所：本会議場

1 開 会

2 企業局決算審査

- (1) 決算説明
- (2) 決算審査説明（代表監査委員）
- (3) 質疑・応答
- (4) 内部協議

3 病院局決算審査

- (1) 決算説明
- (2) 決算審査説明（代表監査委員）
- (3) 質疑・応答
- (4) 内部協議

4 一般会計及び特別会計決算審査

- (1) 決算概要説明（会計管理者）
- (2) 決算審査説明（代表監査委員）
- (3) 質疑・応答

5 部局別決算審査

- (1) 会計管理局
 - ①決算説明
 - ②質疑・応答
 - ③内部協議（上記4も含む）
- (2) 監査事務局
 - ①決算説明
 - ②質疑・応答
 - ③内部協議
- (3) 国民文化祭・障害者芸術文化祭局
 - ①決算説明
 - ②質疑・応答
 - ③内部協議

6 その他

7 閉会

会議の概要及び結果

嶋委員長 ただいまから決算特別委員会を開きます。

第3回定例会において付託を受け、継続審査となっている第100号議案から第113号議案までの14件の決算議案の認定について、本日から審査を行います。

審査にさき立ち、決算審査の方針等について申し上げます。

去る9月14日の委員会において、本委員会の運営要領を決定していただきました。

決算審査の方針として、(1)計数の確認、(2)収支の正否、(3)財産管理の適否、(4)行政効果、(5)必要な改善措置となっています。

具体的な審査については、先日の委員会でお配りした決算審査のしおりを参考にしてください。

次に、前年度の審査報告書に対する措置結果についてですが、各部局審査の際に、該当部局から説明がありますので、措置結果に対する質疑は、各部局審査の質疑とあわせてお願いします。

執行部に対し資料の要求等がある場合は、質疑とあわせて要求していただくようお願いします。

また、各部局の審査終了の都度、審査における質疑等を元に審査報告書の検討を行います。

各委員におかれては、運営要領に従い、円滑な委員会運営に御協力をお願いします。

それでは、この際、付託された議案を一括議題とし、これより審査に入ります。

本日は、企業局及び病院局の公営企業会計の審査並びに一般会計・特別会計に関する会計管理者、監査委員からの概要説明及び会計管理局、監査事務局、国民文化祭・障害者芸術文化祭局の部局別審査を行います。

これより企業局関係の審査を行います。

執行部の説明は、要請した時間の範囲内とな

るよう要点を簡潔・明瞭をお願いします。

それでは、企業局長及び関係者の説明を求めます。

神企業局長 それでは最初に、私から企業局の経営概況について御説明します。

企業局の経営概況（H29決算）の1ページ、電気事業から御説明します。

企業局では、大野川発電所をはじめ、12の水力発電所及び松岡太陽光発電所で発電した電力を九州電力に供給しています。

1の売電実績電力量の推移ですが、平成29年度の水力発電の売電実績電力量は、赤の折れ線グラフの一番右端、約2億5,990万4千キロワットアワーで、黒の破線で示した目標供給電力量に対し102.5%となっています。

これは年間の降水量が過去10年平均の降水量より多かったこと、それから計画的な工事執行で発電停止期間を短縮したことなどによるものです。

なお、各年度の目標供給電力量は過去30年間の平均にオーバーホール等による非稼働時間を考慮して設定したものです。

その下に緑色で示しているのが太陽光発電です。

平成29年度の売電実績電力量は約162万9千キロワットアワーで、ほぼ前年度並みとなっています。

次に2の電力料金収入の推移です。

平成29年度の水力発電収入は約21億4,500万円で、前年度と比べて99.8%となっています。

また、太陽光発電の電力料金収入は約6,500万円で、ほぼ前年度並みとなっています。

3の契約時の水力発電単価の推移です。九州電力とは2年ごとに総括原価方式——これは事業を運営するにあたって必要な経費、例えば人件費や修繕費等に一定割合の利潤を加えて料金を設定するという方式です。この総括原価方式

に準じた契約更改を行っており、平成29年度は1キロワットアワー当たり8円43銭となっています。

また資料には記載しておりませんが、太陽光発電における料金単価は再生可能エネルギー固定価格買取制度（FIT）の認定を受け、運転開始から20年間は1キロワットアワー当たり40円となっています。

4の純利益の推移です。平成29年度は約5億3,900万円で、前年度に比べ約1億4,300万円の増となっており、経営は順調に推移しているものと考えています。

続いて、資料の2ページを御覧ください。工業用水道事業について御説明します。

工業用水道事業では、大野川から取水した水を、大分市判田と大津留にある2か所の浄水場で浄化し、大分市内の各企業に工業用水として供給しています。

上段の1のグラフを御覧ください。

一番上の青い折れ線は各企業との1日当たりの総契約水量の推移を表したもので、平成29年度は約55万4千立方メートルとなっており、おおむね一定で推移しています。

これに対し、一番下の緑色の折れ線は、実際に各企業に供給した1日当たりの総実績給水量の推移を表したものです。

平成29年度の実績給水量は日量約44万7千立方メートルで、契約水量に対する実績率は80.8%となっています。

水道料金については、安定した経営ができるよう責任水量制を採用しており、実使用量が契約水量を下回っても、契約水量による料金を支払っていただくようになっています。

これは、事業開始時に企業の要望によって設備規模を決定しているためです。

資料の中ほどの四角の中を御覧ください。

平成29年度末時点では43事業所と契約しており、全国平均では工業用水1立方メートル当たり約23円となっているところを15円80銭又は8円80銭と安価で供給できています。

契約水量の多い事業所は、新日鐵住金が23

万立方メートル、鶴崎共同動力、これは昭和電工ほか石油化学コンビナート企業に対する工業用水の受入窓口ですけれども、ここが11万立方メートル、王子マテリアが5万7千立方メートル、住友化学が5万4,300立方メートル等となっています。

一番下、2の純利益の推移です。

平成29年度の純利益は約5億6,200万円で、前年度に比べ約9千万円の減となっています。

これは、給水ネットワークの完成により減価償却費が増加したことなどが主な理由です。

工業用水道事業についても、電気事業と同様、営業収益は安定しており、良好な経営が維持できているものと考えています。

企業局の経営概況の説明は以上です。引き続き、総務課長から決算等の詳細について説明しますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

姫野総務課長 第101号議案平成29年度大分県電気事業会計利益の処分及び決算の認定について並びに第102号議案平成29年度大分県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、平成29年度大分県公営企業会計決算書により御説明します。

始めに、電気事業会計についてです。

決算書の1ページをお開きください。

電気事業の概況ですが、平成29年度の発電状況などの総括事項等を記載しています。

続いて2ページに職員に関する事項、3ページに料金等に関する事項、次に4ページから6ページまでは工事、委託の発注状況などを記載していますが、時間の関係から説明は省略します。

次に7ページの3業務です。

一番上の（1）業務量ですが、さきほど神局長から御説明したとおりです。

次に（2）事業収入に関する事項を御覧ください。

当年度欄の一番上の営業収益は22億2,989万円余で、前年度に比べ365万円余の減となっていますが、これは売電実績電力量の減

少によるものです。

次に表の中ほど、財務収益は6,313万円余で、262万円余の減となっています。

次に事業外収益ですが、4,728万円余で、前年度に比べて1千万円余の増となっています。

これは、知事部局等との交流職員の退職の際の退職手当について、企業局と他部局での在職年数で案分していますが、企業局での退職者が前年度は2名であったことに対し、平成29年度は3名となったことによるものです。

その下の特別利益は、本年度、該当がありません。

以上により、当年度の事業収入合計は23億4,032万円余となり、前年度に比べ372万円余の増となっています。

次に支出である(3)事業費に関する事項を御覧ください。

一番上の営業費用は17億3,258万円余で、前年度に比べ1億4,180万円余の減となっています。

主なところを見ていただきますと、職員給与費が6億1,613万円余で、28年度に発生した災害対応で増加した時間外勤務手当が29年度は減少したことなどにより1,979万円余の減となっています。

その下の修繕費は2億4,387万円余で、大規模なオーバーホールがなかったことにより7,303万円余の減となっています。

二つ下の委託費は1億8,530万円余で、28年度のダム総合点検及び長寿命化計画策定の終了などにより、結果的に3,647万円余の減となっています。

二つ下の減価償却費は4億3,667万円余で、償却期間が経過した資産が増加したことによって999万円余の減となっています。

その下、財務費用は4,518万円余で、前年度に比べ、1,340万円余の減となっていますが、これは、企業債元金返済の進捗により、支払利息が減少したものです。

次の事業外費用は2,388万円余で、県行分収造林の売却損などによって前年度に比べ、1,660万円余の増となっています。

その下の特別損失は、本年度、該当がありません。

以上により、当年度の支出である事業費合計は18億165万円余で、前年度に比べ、1億3,860万円余の減となっています。

この結果、一番下の表、差引収支の欄にありますように、平成29年度の電気事業の純利益は5億3,866万円余となり、前年度に比べ1億4,233万円余の増となりました。

次に、14ページをお開きください。

ただいま説明した収益・費用の状況を損益計算書の形にしたものです。

1の営業収益は(1)の電力料などで、金額欄の真ん中の列の一番上、22億2,989万円余となっています。

2の営業費用は(1)の水力発電費や(3)の一般管理費などで、真ん中の列の上から2番目、17億3,258万円余です。

1の営業収益から2の営業費用を差し引いた営業利益は、一番右端列の中ほどで、4億9,731万円余となっています。

このほか3の財務収益と4の事業外収益から、5の財務費用と6の事業外費用を差し引いた収支は4,135万円余で、営業利益にこの額を加算した経常利益は右端列の下から4段目、5億3,866万円余となっています。

本年度は特別利益及び特別損失の該当がありませんので、同じく5億3,866万円余がその下段の当年度純利益となります。

また、右端列の下から2段目、その他未処分利益剰余金変動額は、平成29年度中に使用した減債積立金及び中小水力発電開発改良積立金を使用した額ですが、7億4,223万円余となっています。

これにより当年度未処分利益剰余金は、右端列の最下段、12億8,090万円余となっています。

次に、18ページをお開き願います。

当年度未処分利益剰余金の処分について説明します。

表の一番右の列、未処分利益剰余金については、一番上に記載の当年度末残高12億8,0

90万円余のうち、30年度の企業債償還に備えるため、減債積立金に3億1,846万円余、30年度に見込まれる特別損失の発生に備えるため、利益積立金に7,019万円余、今後も県政貢献を継続するため、地域振興積立金に1億5千万円をそれぞれ積み立て、その他未処分利益剰余金変動額に相当する7億4,223万円余については、これまでと同様に資本金に組み入れます。

次に、20ページをお開き願います。

こちらが貸借対照表です。

左側、資産の部1固定資産ですが、発電所の施設や送電線などの設備に関する(1)電気事業固定資産などで、固定資産合計は一番右端列、138億617万円余です。

その下の2流動資産は現金預金、電力料等の未収金などで、流動資産の合計は右端列の下から2段目の53億3,251万円余、固定資産と流動資産の資産合計は、その下の191億3,868万円余となっています。

次に、右の21ページの負債の部及び資本の部について説明します。

負債の部3固定負債の(1)企業債ですが、金額欄の左から3列目の一番上のとおり、未償還総額から平成30年度の償還分を除いた5億9,416万円余となっています。

次に(2)の引当金ですが、退職給付引当金、修繕引当金及び特別修繕引当金で、合計はその下の段、12億9,757万円余となっています。

以上により、固定負債の合計は右端列の一番上、18億9,174万円余となります。

次に、4の流動負債です。

(1)の企業債は、平成30年度中に償還する額、(2)の未払金は3月31日時点での工事代金の未払額などで、流動負債合計は、右端列の上から2段目の12億9,032万円余となっています。

これらに右端列の上から3段目の5の繰延収益1億9,011万円余を加算して、負債合計はその下段の33億7,218万円余となります。

次に、資本の部についてですが、6資本金及び7剰余金を加算した資本合計は右端列の下から2段目、157億6,650万円余で、これに負債合計を加算した負債資本合計は右端列の最下段、191億3,868万円余となり、前ページの資産合計と一致しています。

以上で電気事業会計の説明を終わります。

続いて、工業用水道事業会計について説明します。

決算書の49ページをお開きください。

工業用水道事業の概況ですが、平成29年度の総給水量、収支、損益等についての総括事項等を記載しています。

続いて50ページに職員に関する事項、次に51ページから53ページまで工事、委託の発注状況などを記載していますが、時間の関係から説明は省略します。

決算書の54ページをお開きください。

一番上、(1)の業務量ですが、さきほど局長から説明したとおりです。

次に、(2)事業収入に関する事項です。

営業収益のうち、当年度欄2段目の給水収益は決算額が19億9,541万円余となり、前年度に比べ212万円余の減となっていますが、これは、契約水量が前年度から減少した事業所があったことによるものです。

表の中ほどの営業外収益は2億2,245万円余となり、前年度に比べ478万円余の減となっていますが、これは長期前受金戻入額の減少によるものです。

なお特別利益は今年度、該当がありません。

以上により、当年度の事業収入合計は22億2,713万円余で、前年度に比べ1,182万円余の減となっています。

次に、支出である(3)事業費に関する事項です。

一番上の営業費用は16億278万円余で、前年度に比べ9,711万円余の増となっています。

これは主に、給水ネットワークの完成によって減価償却費が増加したことによるものです。

次に営業外費用は6,236万円余で、前年

度に比べ1, 898万円余の減となっていますが、これは企業債に係る支払利息、知事部局退職者に係る企業局の負担額などがそれぞれ減少したことによるものです。

なお特別損失は今年度、該当がありません。

これらにより事業費合計は16億6, 515万円余で、前年度に比べ7, 813万円余の増となっています。

以上を差引きして、一番下の差引収支の表ですが、平成29年度の純利益は5億6, 198万円余で、前年度に比べ8, 995万円余の減となっています。

次に、60ページをお開きください。

ただいま説明した収益、費用の状況を損益計算書の形にしたものです。

1の営業収益は、(1)の給水収益がほとんどで、金額欄の真ん中の列の一番上、20億467万円余となっています。

2の営業費用は、真ん中の列の上から2番目、16億278万円余で、(1)原水及び浄水費は大津留と判田の二つの浄水場の取水口から浄水場までの経費と浄水に要する経費、(2)の配水及び給水費は、二つの浄水場の集水井以降に係る経費、(3)の総係費は本局の経費です。

1営業収益から2営業費用を差し引いた営業利益は一番右端列の中ほどのとおり、4億189万円余となっています。

3の営業外収益から4の営業外費用を差し引いた収支は、右端列の2段目、1億6, 009万円余となり、営業利益にこの額を加算した経常利益は右端列の上から3段目、5億6, 198万円余です。

本年度は特別利益及び特別損失の該当がありませんので、同じく5億6, 198万円余がその下の当年度純利益となります。

この当年度純利益にその他未処分利益剰余金変動額3億7, 088万円余を加算した合計が、右端列の最下段、当年度未処分利益剰余金9億3, 286万円余となっています。

なお、右端列の下から2段目のその他未処分利益剰余金変動額は、平成29年度中に使用した減債積立金に相当する額です。

次に、64ページをお開き願います。

平成29年度大分県工業用水道事業剰余金処分計算書(案)についてです。

表の一番右の列、未処分利益剰余金について、一番上の9億3, 286万円余のうち、30年度の企業債の償還のための減債積立金に3億6, 240万円余、将来の設備投資のため、建設改良積立金に9, 958万円余、今後も県政貢献を継続するため、地域振興積立金に1億円をそれぞれ積み立てたいと考えています。

また、過去の積立金を使用した分であるその他未処分利益剰余金変動額に相当する3億7, 088万円余について、電気事業の場合と同様、資本金に組み入れるものです。

最後に、66ページをお開きください。

こちらが貸借対照表です。

資産の部1の固定資産は、土地、建物、送水管、配水管などの(1)有形固定資産、公債や大口定期預金などに係る(3)投資その他の資産などで、固定資産の合計は、一番右端列の185億6, 932万円余です。

2の流動資産は満期が1年未満の預金などで、合計は一番右の欄の下から2段目、58億7, 032万円余です。

固定資産と流動資産の合計、資産合計はその下、244億3, 964万円余です。

次に右側、67ページの負債の部と資本の部です。

負債の部3固定負債の(1)企業債は未償還総額から平成30年度の償還分を除いた額、

(2)引当金は退職給付引当金及び修繕引当金の合計で、固定負債の合計は右端列の一番上、26億7, 574万円余となります。

次に、4の流動負債です。

(1)企業債は平成30年度中に償還するもの、(2)未払金は3月31日時点での未払額などで、流動負債合計は右端列の上から2段目、8億2, 690万円余となっています。

これに右端列の上から3段目、5の繰延収益35億3, 690万円余を加算した負債合計は、右端列の上から4段目、70億3, 955万円余となります。

次に、資本の部についてですが、6資本金及び7剰余金を加算した資本合計は、右端列の下から2段目、174億8万円余で、これに負債合計を加算した負債資本合計は、その下の段の244億3,964万円余で、前ページの資産合計と一致しています。

以上で、平成29年度電気事業会計及び工業用水道事業会計の決算に関する説明を終わります。

嶋委員長 次に、決算審査の結果について監査委員の説明を求めます。

首藤代表監査委員 平成29年度大分県電気事業会計及び大分県工業用水道事業会計決算に係る審査結果について、監査委員を代表して御説明します。

平成29年度大分県公営企業会計決算審査意見書を御覧ください。

表紙の次のページをお開きください。

この意見書は、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、本年6月1日に知事から、平成29年度大分県病院事業会計、大分県電気事業会計及び大分県工業用水道事業会計決算について、監査委員の審査に付されましたので、その審査結果を取りまとめ、7月31日に知事に提出したものです。

それでは、1ページをお開きください。

まず、第1審査の概要の3審査の手続を御覧ください。

企業局所管の電気事業及び工業用水道事業の決算審査にあたっては、各事業が本来の目的に沿い、経済性の発揮及び公共の福祉を増進するよう運営されているかという点に主眼を置き、決算書類は関係諸帳簿及び証拠書類と符合しているか等、こちらに記載の4点について、関係職員の説明を求めるなどして慎重に審査しました。

次に、第2審査の結果についてです。

企業局所管の各事業会計の決算書類は、事業の経営成績及び財政状態共に適正に表示しており、かつ、出納取扱金融機関の預金残高証明書にも合致し、正確であると認められました。

次に、事業ごとの審査の内容及び審査意見に

ついてです。

まず、大分県電気事業会計について御説明します。18ページをお開きください。

18ページから20ページにかけて事業の概要について、21ページ及び22ページに予算及び決算の状況について、23ページ及び24ページに経営成績について、さらに25ページから27ページにかけて財政状態についてそれぞれ記載していますが、これらについての説明は省略します。

28ページを御覧ください。審査意見についてです。

まず、1の経営成績及び財政状態ですが、平成29年度における電気事業の経営成績は、総収益23億4,032万465円に対し、総費用は、18億165万4,716円で、差引き5億3,866万5,749円の純利益が生じており、これを前年度と比べると1億4,233万2,163円増加しています。

これは、別府発電所のオーバーホール工事に伴う運転停止などにより、営業収益は減少したものの、これを上回る事業外収益の増加や、修繕費及び委託費などの営業費用や財務費用などの総費用が減少したことによるものです。

この項の下から3行目を御覧ください。

大分県電気事業は、安定した電力料収入に支えられ良好な経営を維持しており、財務の安全性も保たれていることなどから、経営成績、財政状態共におおむね健全であると考えられます。

次に、2の総合意見ですが、大分県企業局は、平成26年度から4年間を計画期間とする第3期中期経営計画を策定して、取組を進めてまいりました。

平成29年度の電気事業は、初めてのリニューアル事業として取り組むこととなった大野川発電所の建屋他建設工事や別府発電所のオーバーホール工事など、経年老朽化施設の改修工事等を実施しています。

5行下に飛びまして、また、平成30、31年度の売電契約更改については、従来どおり九州電力株式会社と契約更改し、安定的な売却先を確保することができていますが、発電所のリ

ニューアル事業中は、収支状況が厳しくなることが予想されます。

このため、供給電力量の確保を図り、事業収支への影響を最小限に抑えるよう努める必要があります。

企業局では、平成30年度から10年間の大分県企業局経営戦略を策定し、その計画期間を今後50年間の安定経営のための投資を加速する期間と位置付け、電気事業にとって重要な時期となっています。

経営戦略の三つの柱に沿って、引き続き安定的な電力の供給を確保し、さらなる経営基盤の強化及び県経済の振興に努められますよう要請しました。

以上で、大分県電気事業会計決算審査結果についての説明を終わります。

次に、大分県工業用水道事業会計について御説明します。

31ページをお開きください。

工業用水道事業会計についても、電気事業会計と同様に、31ページから33ページにかけて事業の概要について、34ページ及び35ページに予算及び決算の状況について、36ページ及び37ページに経営成績について、38ページから40ページにかけて財政状態について、それぞれ記載していますが、これらについての説明は省略します。

41ページを御覧ください。審査意見についてです。

まず、1の経営成績及び財政状態ですが、平成29年度における工業用水道事業の経営成績は、総収益22億2,713万5,997円に対し、総費用は16億6,515万3,286円で、差引き5億6,198万2,711円の純利益が生じており、これを前年度と比べると、8,995万5,936円減少しています。

これは、総収益は前年度並みの水準を保っているものの、給水ネットワークの供用開始に伴う減価償却費等の総費用が増加したことによるものです。

この項の下から3行目を御覧ください。

大分県工業用水道事業は安定した料金収入に

支えられ良好な経営を維持しており、財務の安全性も保たれていることから、経営成績、財政状態共におおむね健全であると考えられます。

次に、2の総合意見ですが、4行目から御覧ください。

平成29年度の工業用水道事業は、地震・津波対策のため、判田取水場の沈砂池耐震化工事などを実施するとともに、大雨・洪水の際にも安定的に工業用水を供給するため、白滝第二取水口の改築工事に取り組むなど、中期経営計画を着実に実行しています。

3行下に飛びまして、また、災害に強い安定的な給水体制の構築を目指し、これまで本格的な点検を実施できなかった隧道について、給水ネットワークを活用した内部の点検及び補修事業が本格化しています。

これにより、安定供給の取組が一層前進することとなりますが、修繕費などの費用が増加し、純利益の減少が見込まれます。

このため、更新費用の最小化や平準化に効果があるアセットマネジメントや省エネ機器の導入など、コスト削減の手法を取り入れながら、着実に取り組んでいくことが必要となります。

3行下に飛びまして、工業用水道事業も電気事業と同様に、重要な時期を迎えています。

経営戦略の三つの柱に沿って、計画を着実に実行し、さらなる経営基盤の強化や事業の発展に努められますよう要請しました。

以上で、大分県工業用水道事業会計決算審査結果についての説明を終わります。

嶋委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、本日以降の本委員会での質疑の順序について確認をさせていただきます。

最初に事前通告をした委員、次に事前通告なしの委員、最後に事前通告をした委員外議員の順に質疑を行います。

事前通告なしの委員外議員については、進行状況等を勘案しながら指名してまいりますので、あらかじめ御了解願います。

発言は、挙手し、私から指名を受けた後、自席で起立し、マイクを立てて行ってください。

質疑は付託された決算議案に対する質疑にとどめるとともに、説明資料におけるページ及び事業名などを明らかにしてください。

質疑は、関連質疑も含め一人5分以内で、再質疑は2回までとなっていますので、要点を簡潔にお願いします。

また、委員外議員の関連質疑は、委員の質疑終了後に別途お願いします。

執行部の皆さんに申し上げます。

答弁は挙手し、私から指名を受けた後、自席で起立の上、マイクを使用し、簡潔・明瞭に答弁願います。

事前通告が1名の委員から出されていますので、まず事前通告のあった委員の質疑から始めます。

守永委員 平成29年度大分県公営企業会計決算書（電気事業会計・工業用水道事業会計）の2ページと50ページに、給与状況について記載されています。

この表の中で、時間外・休日・夜間勤務手当として電気事業会計で4,459万5,337円、工業用水道事業会計で1,920万6,260円となっています。

さきほど電気事業会計では、28年度に災害対応で時間外勤務が増え、29年度は減っているという御報告もあったわけですが、2017年度の時間数はどうだったのか。

また、2017年度の時間外勤務の状況として、通常の年とどう違っていたのか。異なっている状況があれば、その原因は分析できたのか教えていただきたいと思います。

姫野総務課長 平成29年度の時間外勤務ですが、企業局全体で、災害対応込みでは一人当たり月平均が19.3時間、災害対応を除くと12.9時間となっています。

これは熊本地震等で災害対応の多かった平成28年度と比較すると、災害対応込みの場合ではマイナス4.1時間、災害を除いた場合ではマイナス3.1時間と減少しているものの、比較的災害対応が少なかった平成27年度と比較すると、災害対応込みではプラス4.8時間、災害対応を除くとプラス0.6時間の増加とな

っています。

なお、27年度に比べて増加した主な原因は、昨年7月の九州北部豪雨、また、9月の台風第18号に伴う災害対応によるものです。

守永委員 災害が近年多かったことと、河川も含めて自然が相手になるということで、大変事業の運営も困難になるだろうと思っておりますけれども、ぜひそういったことも視野に入れながら、職員の皆さんが有意義に、余裕を持って働けるような態勢をとっていただきたいと思いますし、その中で、黒字を維持していただきたいと思います。

ちなみに災害対応を除いた勤務で27年度に比べて0.6時間ほど増えていると。これは平均でしょうけれども、その中で職員の偏りとかいったものまでは分析されているのでしょうか。職員が偏っているようなところがあるかどうか。

姫野総務課長 時間外勤務については、企業局内では班ごとに平均を出しており、偏りの多い班については、班内での職員ごとの実際の時間外勤務状況を見た上で、他の班からの応援等もいろいろ考慮しています。月に2回経営会議という所属長会議を開いていますけれども、それでも各所属長に対して、超勤縮減は常に心がけるように伝えているところです。

守永委員 ぜひ皆さんがきちんと働けるような態勢を目指して取組をお願いしたいと思います。

また、人員についても、黒字で運営しているという状況もありますから、次の時代を担うような人員の増も意識しながら、きちんと経営、運営できるように配慮いただければと思います。

嶋委員長 ほかに、事前通告されていない委員で質疑はありませんか。

桑原委員 松岡太陽光発電所についてお伺いします。

私はこれまでいろんな場を通じて、行政自らが太陽光発電事業を行う必要があるのか疑問を呈してきました。行政が行う事業は公共性があるからこそ、初めて許されるものだと思っています。

この意見に対し、企業局はこれまでの答弁で、太陽光発電で得られる収益を元に県政貢献とし

ての一般会計への繰出しが実現しているとか、小学校や地区の方の見学によって啓発、普及につながっているとおっしゃっていましたが、29年度の啓発活動、普及活動について教えてください。

啓発では、どういったことを言っているのか、太陽光発電やF I T制度が素晴らしいということ啓発しているのかという点を教えてください。

鈴木工務課長 太陽光発電については、外部からの見学の受入れ等を含め、ホームページ等で一般に御紹介しているところです。

啓発等については、導入当時、松岡小学校で授業の一環としてさせていただきましたが、29年度はそこまでの取組はちょっとできなかったところです。

ただ、外部からいろんな見学の方々がいらっしゃる場合には、再生可能エネルギーの意義を含め、松岡の太陽光発電について御紹介しているところです。

桑原委員 一般会計への繰出しや普及啓発をしているから公共性があるという認識だと思います。これは国政レベルの話で、もうこれ以上企業局に言うことはないんですけども、40円という高い買取り価格は、最終的には消費者の負担になっていて、その犠牲の上に成り立っているということを認識されて、啓発や普及は慎重にやるというか、注意していただきたいとお願いして終わります。

久原委員 ここで言うのがいいかどうかというのもあるんですけど、特に多いからちょっと聞きたいと思います。この4ページから6ページにかけて、改良工事の概況だとか、保存工事の概況あるいは委託事業の概況がありますが、工業用水道事業でも電気事業と同じようにいっぱいあるんですね。

先般、生活環境部の不祥事がありました。今、監査報告の中で、監査委員からこれらに対して、どういう形でやりよるから順調で全く問題ないということは言わなかったもんですからちょっと聞きたいんですけどね、そういうものの監査は、きちっとやられているんですか。

同時に、100万円以下の契約について、例えば、この前の生活環境部のものを見たりしていると、つまり、あの人はあの仕事においては余人をもって代え難い人なんや。そして企業局の中にも余人をもって代え難い人がおると思うんよ。その人に契約をするのを任せよつたらもう駄目なんや。誰か別の人にさせるような形を作らないといけない。そこらはきちっとできよるかな。

姫野総務課長 企業局でも100万円未満は随意契約で行っています。業者の選定等については、基本的に3者以上を選び、それも入札参加資格のある業者から選定しています。

事業担当課と本局の工務課、総務課と、それぞれで随契の決裁をしていますので、契約担当職員の意思だけで業者が決まるということはありません。

また、同じ業務を一職員がずっと続けて担当することのないよう、人事上、3、4年で異動をするように常に配慮しています。

久原委員 私がさっき言ったように、ずば抜けて優秀な人がおるんや。だけど、やっぱりその人に任せとつたらもう駄目になるけん、契約の金額を決めたりとかいろいろなことをするのは、例えば、契約管財班とかいうのがあるんじゃないの。あんたどこにあるわな。ここがするんじゃないの。そしたら、そこが3年か4年で替わればいいんやろ。

現地に物すごく詳しくて、その人がおらんよになつたら、もう余人をもって代え難いような人は、工業用水道事業にも電気事業にもおると思うんやけど、そういう人にそういう仕事をさせたら駄目なんよ。そういうことはきちっと守られちよるのかな。

姫野総務課長 業者の選定案を作るのは各事業所です。その担当者にも余人をもって代え難い人物がいるかと思いますが、3、4年で異動していますので、さきほどの生活環境部のような業者とのなれ合いというのは基本的に起きない仕組みになっていると思っています。

嶋委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

嶋委員長 事前通告が1名の委員外議員から出されていますので、事前通告のあった委員外議員の質疑を行います。

堤委員外議員 今の久原委員や守永委員と重複するところがあるんですけども、贈収賄事件等が起きて、企業局では結局委託事業で100万円未満は随契をやっていると。いろいろな人たちの目でチェックをかけているという話だったけど、具体的にどういう形でそのチェックがかかっているのか。つまり、不正が起きないような仕組みが具体的にどうなっているかということをお聞きします。

昨日、再発防止の県の通知が出ましたよね。それを受けて企業局はどのような形で具体的にやっていくのかということをお伺いします。

職員の数について、審査意見書の19ページと32ページで、電気では4人増えていますね。工業用水道では6人も減っているんですよ。6人減るとするのは非常に大きいのではないかと思うんですけども、その要因と、平成29年度は職員一人につき19.3時間の時間外勤務をしているとさきほどお話がありました。健康管理等についてはどうされているのか。

県職員はパソコンのON、OFFで時間外勤務を把握し、なるべく縮減していこうということなんだけれども、企業局として、パソコンを用いたそういう取組は今どういう形で進んでいるか教えていただきたい。

最後に、今年度の職員の数は昨年に比べて増えているのか減っているのか教えてください。

姫野総務課長 随意契約についてはさきほどと重なる部分もありますけれども、企業局では地方公営企業法施行令に基づき、委託業務については、設計金額100万円未満を随契としています。

業者の選定にあたっては、事業の担当課で業者を3者以上、県の入札参加資格のある業者から選定し、随意契約をする場合は、その随契理由書もきちんと作成しています。

その後、事業担当課の決裁を受けた後、本局の工務課長までと総務課で契約管財班を通じて私、総務課長の決裁を受けて業者の選定が最終

的に決まるという流れになっています。

事業担当所属の職員と契約担当職員が異なっていますので、職員個人の意見で業者が決まるということにならない仕組みができていると考えています。

また、人事異動についても、長期にわたることがないように、異動の年数の配慮は行っています。

続いて、職員数ですが、電気事業で4人増となった要因は、大野川発電所のリニューアルに関わる体制強化を図ったもので、課長級の発電所リニューアル推進監の新設、それと発電所リニューアル推進班の増員により4人の増となっています。

次に、工業用水道事業で6人減の要因ですが、企業局は28年度まで給水ネットワークの再構築事業に取り組んでいました。これが28年度に完成したので、課長級のネットワーク推進監と工業用水ネットワーク推進班の班自体を廃止して6人の減ということです。

29年度以降の工業用水関係の時間外勤務が増えたかどうかということですが、6人減少ではありますが、29年度の残った工業用水関係の事業の従事者、例えば、工務課の工業用水管理班は29年度が災害対応込みで13.67時間、前年度と比べてマイナス12.48時間、災害を除くと7.69時間、前年度と比べてマイナス10.9時間です。

それから、現場の事務所である工業用水道管理部ですが、29年度の災害込みの時間が9.6時間、前年度と比べてマイナス1.27時間、災害を除いた時間が5.25時間、前年度と比べてマイナス2.28時間となっており、人が減ったから時間外勤務が増えたという状況はありません。

次に、健康管理ですけど、28年度、29年度共に定期健康診断は全員が受診して、要精密検査以上になった職員も全員精密検査を受診しています。

また、所属長等で構成する経営会議でも健康管理の重要性を徹底しており、所属長から職員への周知を図っています。あわせてメンタルへ

ルスについても、知事部局等で行っているストレス診断システムとか、民間医療機関を指定したメンタルヘルス相談事業等を実施しているほか、今年度から人事課の健康サポートセンターの協力も得て、職場復帰支援業務などにも取り組むようにしています。

引き続き、職員の健康管理には十分留意をしていきたいと思えます。

最後に30年度の職員数ですが、電気が68人で、大野川発電所のリニューアルの関係で、現地工事が始まったことに伴い増員されています。工業用水は37人で前年度と同数です。

堤委員外議員 結局、入札参加資格のある3者から、いろんな課を経て最終的には1者に決めていくんでしょうけれども、その1者を決めるとき、地理的条件、技術力とか、さらにはこの工事に合っているとか、そういう最終的な決裁は課長がするという認識でいいんですかね。それが一つ。

もう一つ、さっきちょっと聞いたんだけど、昨日出された再発防止策について、企業局として具体的にどういう行動を起こすのか。それとも今までちゃんとしているから今までどおりやりますよという方向性なのか。

それと、パソコンのON、OFFの取組の関係はどうしているか。

姫野総務課長 契約の際の担当業者の決定は最終的には私が行います。

それと、昨日出た知事部局の取組の件なんですけど、既に企業局では随意契約の理由について、例えば地理的条件とか、機械の関係であれば、この業者が作った機械だからここしかできないというケースもありますけれども、そういう条件を考慮の上、業者の決定をしています。

さきほど申し上げたとおり、既に取り組んでいる部分もありますけど、足りない部分があれば、知事部局の再発防止策を準用した上で随意契約を行うとともに、綱紀肅正についても今後もしっかりと取り組んでいきたいと思っています。

パソコンでの時間管理は、総務事務システムを利用した知事部局等のシステムですが、企業

局には総務事務システムが今入っておりません。ですから、実際に職員から申出のあった時間を各班総括で確認の上、時間外勤務命令をしているという状況です。

堤委員外議員 そのパソコンの関係で、総務事務システムが入っていないと。確かに残業時間はさきほどかなり聞きましたけれども、隠れ残業をなくすためには、何らかの形でやっぱり知事部局がやっているような管理が必要だと思いますよ。80時間とか100時間の時間外勤務があつて過労死ということにつながってきたので、それはぜひ今後具体的に検討していただきたい。検討しているのであればお答えください。

姫野総務課長 知事部局の総務事務システムの更新の検討が今始まっていますので、更新の際は企業局もそれに加入したいと思っています。

それと、現状でも月に2日程度であります。情報政策課の協力の下、抜き打ちでパソコンの稼働時間のチェックはかけています。

嶋委員長 これまでの質疑等を踏まえ、全体を通して、委員の方からほかに何か質疑はございませんか。

麻生委員 知事部局と教育委員会で障がい者雇用率の認識が違っていただけですが、企業局の障がい者雇用率はどうなっているか、ちょっと説明してください。

姫野総務課長 企業局は、高所や水上等での現場作業があるということで実際の職員数に対して除外率があり、法定の雇用数、率ではなくて雇用数で言うと、一人の障がい者を採用していれば法定率を満たしているという状況で、29年度は実際に一人障がい者がいましたので、雇用率を満たしています。

今年度、国の指導もあつて、非常勤職員をカウントしましたが、非常勤職員の中に障がい者が一人いて、0.5人換算で1.5人となり、これも雇用率を満たしているという状況です。

嶋委員長 ほかにないようですので、これで質疑を終了します。

それでは、これをもって企業局関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

これより内部協議に入りますので、委員の方はお残りください。

〔企業局、監査委員、委員外議員退室〕

嶋委員長 これより、決算審査報告について内部協議に入ります。

さきほどの企業局の審査における質疑等を踏まえ、決算審査報告書を取りまとめたいと思いますが、特に、指摘事項や来年度予算へ反映させるべき意見・要望事項等がありましたら、お願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

嶋委員長 特にないようですので、審査報告書案の取りまとめについては、本日の審査における質疑を踏まえ、委員長に御一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

嶋委員長 それでは、そのようにいたします。

以上で企業局関係の審査報告書の検討を終わります。

暫時休憩します。

午前 11時07分休憩

午後 1時00分再開

鷺海副委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

これより、病院局関係の審査を行います。

執行部の説明は、要請した時間の範囲内となるよう要点を簡潔・明瞭をお願いします。

それでは、病院局長及び関係者の説明を求めます。

田代病院局長 委員の皆さま方におかれては、日頃から病院事業の運営について、御理解、御支援をいただき、お礼を申し上げます。

今日は、病院事業に係る決算について御審議いただきますが、何とぞよろしくをお願いします。

それでは、決算関係の説明に入ります。

決算特別委員会資料の1ページ、平成29年度病院事業の取組状況の主な内容について説明します。

平成27年3月に、平成30年度までの4年間の指針として第三期中期事業計画を策定し、

地域と共に歩む病院づくりを基本理念に、医療機能の充実や経営の健全化、県立精神科設置などに取り組んできました。

1 医療機能の充実については、循環器疾患の急患への迅速な対応を図るため、循環器センターへの連絡体制を整備するとともに、大分市消防局の救急車と救急隊員が平日に常駐する派遣型救急ワークステーションを運用し、救急医療の機能強化を図っています。

また、災害発生時に迅速かつ円滑な災害医療を提供するための災害派遣医療チーム（DMAT）を確保し、熊本地震でもトリアージ活動を実施しました。

2 安心・安全な医療提供体制の充実については、医療の質や安全性向上のため、7対1看護体制を導入し、看護師の人員確保及び定着推進を進めてきたところです。

また、日本医療機能評価機構による病院機能評価を更新受審し、感染症医療、チーム医療の項目で二つのS評価を獲得するなど高い評価を得て認定基準をクリアしました。

さらに、医療事故の未然防止、再発防止などの医療安全対策の推進にも取り組んでいます。

患者サービスとしては、大規模改修工事において、特別室の環境整備や病棟トイレの洋式化などを行いました。

また、ホームページについて、患者等へのアンケート結果を参考に、分かりやすく充実した内容となるよう全面的にリニューアルしました。

2 ページをお開きください。

3 経営基盤の強化については、外部有識者を含めた経営改善推進委員会での経営状況の検証・評価、院内会議等における意見交換、TQM活動の活用などにより、引き続き、病院経営に対する職員の意識の醸成と経営改善に取り組んでいきます。

収益では、地域の医療機関と連携を深め、高度・専門医療、急性期医療を提供することで、評価の高い診療報酬を得ることが可能となりました。

費用では、薬品費について、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の導入推進、適正な在庫管

理、薬事委員会での採用品目等の審議、価格交渉へのアドバイザー参加などにより、費用の削減に努めています。

4 大規模改修の対応ですが、平成27年度から32年度までの予定で大規模改修工事を行っています。利用者や経営への影響を最小限とするとともに、工事の安全確保を図っています。

5 県立精神科設置に向けた対応ですが、当院に併設される精神医療センターでは、精神科の急性期患者に対し、短期・集中的治療を実施するとともに、重篤な身体合併症患者に対し専門的医療を提供することとしています。

昨年度は基本設計を基に隣接用地の取得造成工事と実施設計等を行い、本年度は本体工事に着工するとともに、看護師の育成に向けて県内外の先進病院での研修を予定しています。

平成32年度中の開設を目指し、建設計画や工事の施工、医療スタッフの確保・養成などに努めていきます。

以上で、平成29年度病院事業の取組状況の説明を終わります。

次に3ページを御覧ください。

決算状況の概要ですが、29年度は、医業損益で黒字となり、単年度損益でも約8億5,500万円で、継続して黒字となりました。

また、一般会計からの繰入金について、下に繰入金の推移を記載していますが、建設改良に係る企業債利子の減などにより、約4,800万円の減額となっています。今後も抑制に努めてまいります。

以上で、決算状況の概要についての説明を終了します。

病院の概況及び決算状況の詳細については、この後次長兼事務局長から御説明します。

廣瀬病院局次長兼県立病院事務局長 それでは、県立病院の組織及び事業概要について、病院の概況により説明します。3ページをお開きください。

病院の組織機構についてですが、診療科部門は循環器内科部をはじめとする26科部、放射線科部などの中央診療部門、薬剤部などの医療技術部門、看護部、事務局、管理室等、がんセ

ンター、総合周産期母子医療センター、循環器センターとなっています。

次に、職員数について説明します。6ページをお開きください。

職員の状況として、平成30年4月1日現在の職員数を記載しています。

一番上の医師が計157名のほか、医療技術職、看護師、事務職等、正規・臨時・非常勤合計960名が当院の職員総数です。

次に、施設の主なものについて説明します。

14ページと15ページを御覧ください。

病院本館については、地下1階、地上10階建てで、屋上にはヘリポートを備えています。

本館1階は主として各診療科の外来部門や診療支援センター、救命救急センターの初療室、周産期センターの外来部門があります。2階は外来部門のほかに手術室、ICU、検査室、周産期センターの産科病棟となっています。3階は事務局、医局などの管理部門、周産期センターの新生児病棟などを配置しています。4階から8階は一つの階につき東西二つの病棟を配置しています。病棟ごとの診療科は、用途の欄に記載のとおりです。

15ページの上の表の下から2番目の欄にあります三養院は、県内唯一の感染症専門病棟で病床数は6床です。

次に、22ページをお開きください。

主要な医療機器で取得価格1千万円以上を記載しています。

平成29年度は、次の23ページにあります65・66番の内視鏡下手術システムや68番の注射薬自動払出装置などの整備を行いました。

次に、24ページをお開きください。

当院の許可病床は、一般病床566床、感染症病床12床の578床です。

(3) 入院患者延数、新入院患者数、病床利用率、平均在院日数の欄を御覧ください。

表の一番下の行が平成29年度の数値ですが、入院患者延数は15万7,637人、新入院患者数は1万2,392人、一般病床利用率は85.0%、平均在院日数は11.7日となっています。

次に、25ページをお開きください。

ページ中ほどの(5)外来患者延数、1日平均診療人員、新患者の欄を御覧ください。

平成29年度の外来患者延数は20万7,753人、1日の平均診療人員は851.4人、新患者は2万1,419人となっています。

以下、29ページまで、診療科別外来患者数やドクターカーの活動件数などの実績等を記載しています。

簡単ではありますが、病院の概況の説明を終わります。

次に、平成29年度決算について説明します。

さきほど局長が説明した決算特別委員会資料の4ページをお開きください。

3の決算状況報告について説明します。

まず(1)の決算報告書(収益的収入及び支出)です。

上の表、収入の部ですが、右から3番目税込決算額の欄、上から2行目にあるように、第1項医業収益は156億9,598万3,232円です。

その下、第2項医業外収益は12億7,437万3,722円です。

その下、第3項特別利益は2,238万1,562円です。

以上を合計した病院事業収益の決算額は一番上の行の169億9,273万8,516円となっています。

その左の予算額の合計欄167億1,058万3千円に対して、決算額の増減は2億8,215万5,516円の増となっています。

次に、下の表の支出の部ですが、右から3番目の税込決算額の欄、上から2行目にあるように、第1項医業費用は159億5,969万9,038円です。

その下、第2項医業外費用は1億4,239万3,253円です。

その下、第3項特別損失は69万6,561円です。

以上を合わせて、病院事業費用の決算額は、一番上の行の161億278万8,852円となっています。

その左の予算額の合計162億4,603万8千円に対して、1億4,324万9,148円の不用額が生じています。

次に5ページをお開きください。(2)の決算報告書(資本的収入及び支出)の状況です。

まず上の表、収入の部ですが、右から3番目税込決算額の欄、上から2行目にありますように、第1項企業債は14億1千万円で、これは大規模改修工事及び医療機器購入等に伴う企業債の借入れです。

その下、第2項負担金は4億8,042万8千円で、これは企業債の元金償還に係る一般会計からの繰出金を受け入れたものです。

その下、第3項補助金は2,688万7,720円で、これは県立病院精神医療センター整備事業等に関する補助金です。

以上を合わせて、資本的収入の決算額は、一番上の行の19億1,731万5,720円となっています。

次に下の表、支出の部ですが、右から4番目税込決算額の欄、上から2行目にあるように、第1項建設改良費は16億4,813万1,447円で、医療機器の購入及び大規模改修工事の土木建築部への工事委託に係るものです。

その下、第2項企業債償還金は9億5,433万4,919円で、これは病院施設整備や医療機器購入等のために借り入れた企業債の元金償還金です。

その下、第3項他会計からの借入金償還金は668万円で、これは一般会計からの借入金の償還金です。

以上を合わせて、資本的支出の決算額は、一番上の行の26億914万6,366円となっています。

次に6ページをお開きください。(3)損益計算書の内容について説明します。

まず医業損益ですが、入院・外来収益などの1の医業収益は、金額と記載されている真ん中の一番上の欄にある156億8,225万5,607円に対して、給与費や材料費などの2の医業費用は、その下153億9,632万5,653円となっており、差引きは、一番右の欄

にありますように2億8,592万9,954円の医業利益となり、本業で黒字を計上しています。

次に医業外損益は、一般会計からの負担金の繰入れなどの3の医業外収益が、金額欄の真ん中の上から3段目の欄12億6,406万1,690円に対して、企業債の支払利息などの4の医業外費用は、その下7億1,641万1,506円となっており、差引きは、一番右の欄にあるように5億4,765万184円の利益となっています。

その結果、経常収支は、一番右の欄の上から3段目8億3,358万138円の経常利益となっています。

これに5の特別利益と6の特別損失の差を加え、一番右の欄の下から3行目にある当年度純利益は8億5,522万3,599円となり、繰越利益剰余金12億9,866万7,209円を加え、当年度未処分利益剰余金は21億5,389万808円となっています。

続いて、7ページをお開きください。4の個人医業未収金の状況について説明します。

平成30年8月末での個人医業未収金の額は、表の右から2番目、②の一番下の欄1億3,500万465円となりました。

昨年同時期、平成29年8月末の額は、表の左から2番目、①の一番下の欄ですが、1億5,541万355円でしたので、増減額は2,040万9,890円の減となりました。

未収金対策については、まず、発生防止策としては、各診療科と医事・相談課が連携して高額療養費制度や出産一時金直接支払制度を積極的に活用し、患者の窓口負担の軽減を図るとともに、支払の困難な患者には支払相談を行った上で、分割納入による支払など確実な納入に努め、また、クレジットカードでの支払など利便性の向上にも努めています。

回収策としては、夜間の電話による督促や文書による催告を行い、また、嘱託職員による平日の訪問徴収に加え、休日訪問・夜間訪問による徴収も行っています。

さらに、平成25年10月から過年度未収金

の回収業務を弁護士法人に委託し、回収にあたっています。

今後とも適切な債権管理の下に、医業未収金の削減に努めてまいります。

なお、資料の8ページは一般会計負担金等の状況を、次の9ページは損益及び一般会計繰入額の推移を、最後の10ページは平成25年度から平成29年度までの比較損益計算書を記載しています。

以上で29年度決算の説明を終わります。

鴛海副委員長 次に、決算審査等の結果について、監査委員の説明を求めます。

首藤代表監査委員 平成29年度大分県公営企業会計決算審査意見書の1ページをお開きください。

第1審査の概要については、午前中の企業局と同様ですので、省略します。

次に、第2審査の結果についてです。

病院事業会計の決算書類は、事業の経営成績及び財政状態共に適正に表示しており、かつ、出納取扱金融機関の預金残高証明書にも合致し、正確であると認められました。

次に審査の内容ですが、3ページをお開きください。

3ページから7ページにかけて事業の概要について、8ページ及び9ページに予算及び決算の状況について、10ページ及び11ページに経営成績について、12ページから14ページにかけて財政状態について、それぞれ記載していますが、これらについての説明は省略します。

審査意見についてですが、15ページを御覧ください。

まず、1の経営成績及び財政状態ですが、平成29年度における病院事業の経営成績は、総収益169億6,864万9,912円に対し、総費用は161億1,342万6,313円で、差引き8億5,522万3,599円の純利益が生じています。

これを前年度と比べると、1億7,411万4,077円増加しています。

これは、総費用が増加したものの、総収益がそれを上回って増加したことによるものです。

この項の下から3行目を御覧ください。

大分県病院事業は、平成29年度も単年度収支の黒字を継続し、収益性及び財務の健全性も保たれていることから経営成績、財政状態共におおむね健全であると考えられます。

次に2の総合意見ですが、平成29年度の大分県病院事業は、第三期中期事業計画（改訂版）に、職員一丸となり取り組んだ結果、前年度を大きく上回る当年度純利益を計上しています。

特に、入院患者数と診療単価が共に増加し、本業での医業収益が増加した結果、全体の収益増加に寄与しています。

また、第一期、第二期大規模改修工事や県立精神科設置に向けた施設整備計画についても、おおむね予定どおり進捗しており順調に計画が実行されています。

しかしながら、医療を取り巻く環境が厳しさを増す中、医業収益が今後伸び悩むことも考えられ、安定的な病院経営を持続するためには近い将来の経営環境を見据え、今後も継続して経営効率化に努めることが求められます。

平成30年度は第三期中期事業計画の最終年度となり、第二期大規模改修工事や精神医療センターの本体工事が予定されています。

建設に係る当面の財源は確保されているものの、将来的な企業債の償還や県立精神科の運営が安定した病院経営に大きな影響を与えることになる可能性もあります。

そのため、これまでの取組を継続し、収益向上と経営の効率化を図りつつ、十分な内部留保の確保に努めることが重要となります。

県立病院では、次期中期事業計画の策定を進めているところですが、第三期中期事業計画の達成度評価や実績の検証を行うことはもちろんのこと、県立精神科開設後の収支も可能な限り試算しながら、実現可能な継続性のある計画を策定し、着実に実行していくことにより、県民医療の基幹病院として持続可能な経営基盤の確立に努められるよう要請しました。

以上で、大分県病院事業会計決算の審査結果についての説明を終わります。

篤海副委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

執行部の皆さんに申し上げます。

答弁は挙手し、私から指名を受けた後、自席で起立の上、マイクを使用し簡潔・明瞭に答弁願います。

事前通告が3名の委員から出されていますので、まず事前通告のあった委員の質疑から始めます。

守永委員 2点あるんですが、大分県病院事業会計決算書19ページの給与費についてですけども、職員の時間外勤務の手当については、この給与費の中に含まれているかを教えてください。具体的に2017年度中の時間外勤務手当額と時間数について説明していただきたいと思います。

病院局でも働き方改革を進めていくために勤務時間の実態把握に現在取り組んでいると思うんですが、2017年度の時間外勤務時間と手当額は平年どおりなのか、特殊な変化の要因があったのか、分析、解析していれば教えてください。

次に、平成29年度企業会計決算審査資料の病院事業会計の9ページ、主要薬品利益率調についてですけども、この主要薬品の中にジェネリック薬はあるのか。若しくは、ジェネリックに置き換える状況があるのか。また、県立病院における2017年度のジェネリック医薬品の利用状況はどのようになっているのか教えてください。

今、ジェネリックの利用を進めている背景としては、医療費の中の負担軽減があげられると思うんですが、以前は医師の中にジェネリックよりも開発薬を選びたがる傾向があったと思うんですけども、ジェネリック医薬品の成分や製剤に不安要素があったと伺ったことがあります。現在の利用の状況と使用する上で特に問題は生じていないのか、教えていただきたいと思います。

波多野総務経営課長 まず、職員についてですが、職員の時間外勤務手当は、委員御指摘のとおり、大分県病院事業会計決算書の19ページ

の給与費の中の手当に含まれています。

次に、29年度の時間外勤務の状況ですが、全職員一人当たり月平均時間数は15.7時間で、時間外勤務手当支給額は4億1,230万4千円であります。

次に、平成29年度時間外勤務時間と手当額が平年どおりということでしたが、過去3年間の職員一人当たりの月平均時間数は平成27年度が13時間、平成28年度が14時間、平成29年度が15.7時間と増加傾向にあります。これに伴い、時間外勤務手当支給額も増加しており、平成29年度手当支給額は平成28年度比2,179万7千円の5.6%の増となっています。

増加の要因としては、病床利用率が85%で対前年度比1.6%の増、医業収益も対前年度比約9億7,200万円の6.6%の増と平成29年度病院稼働の状況が好調に推移したこと、また、昨年12月に日本医療機能評価機構が実施する病院機能評価の更新審査の受検のため、職員が9月からその準備に取り組んだことも要因の一つと考えています。

財前会計管理課長 続いて、ジェネリックについてですが、県立病院では、患者負担の軽減や医療保険財政の改善に資するため積極的にジェネリック医薬品を使用しています。

主要薬品については、これらの多くが抗がん剤をはじめとする先進的な医療に使用する薬であり、ジェネリック医薬品がないあるいはジェネリック医薬品があっても、その適応症が限られていることから置き換えが困難な状況であり、全て先発医薬品となっています。

平成29年度の利用状況については、ジェネリック医薬品のある薬のうちジェネリック医薬品の数量ベースでの使用割合は92.6%となっています。国が平成32年9月を目標として促進しているジェネリック医薬品の使用割合80%を既に大幅に上回っているところです。

ジェネリック医薬品の採用にあたっては、適応症が先発薬と同一であること、副作用等の情報提供体制が整えられていること、安定的な供給が可能であることなどに注意を払っています。

県立病院においては、医師、薬剤師等で構成される薬事委員会においてこれらの点を十分に審議し、先発薬と比較して同等であると判断したジェネリック医薬品を採用することとしています。

守永委員 時間外勤務については年々1時間ずつ増えているという報告もあったんですけども、やはり病床の利用率が上がる、そういう中で、時間外勤務が増えていく背景があれば、定数そのものもきちんと議論をして、必要があれば増やしていかなければならないと思っていますので、超勤対策も含めて定数見直しについては議論をお願いしたいと思います。

ジェネリックについては、特に薬事委員会の中で議論をして対応できる形で準備万端整えてということだろうと思いますけれども、これからもいろんな薬品がジェネリックに置き換えられていくでしょうし、医療費、患者の負担を軽減するという意味でも大変重要なことだと思っています。

そこで、利益率と言うか、県病の経営面では、ジェネリックに置き換えたことによって増減が生じているのかどうかだけ教えてください。

廣瀬病院局次長兼県立病院事務局長 ジェネリックそのものの値引き率というのは非常に値幅が小さく、ジェネリック医薬品というのはもともと仕切り値が安く、幅はいろいろあります。ただ、私も全体総価で値引きを業者と交渉していますので、それを金額ベースで置くという、単品でいくらになるというやり方はしていません。その辺の数字は持ち合わせておりませんが、値引き全体の値引き率で考えると、金額的にはたくさん出ている薬価差は非常に少ないと考えています。

守永委員 ジェネリックを使うことによって、いろんな負担軽減につなげていくのは大事だと思いますし、また、それを制度としてあわせて使うことによって何らかの特典、経営的な救済策があればいいんでしょうけれども。

そういったことがない中では、経営そのものを広く見ながらということになるんでしょうけれども、依然として黒字体制で努力されている

ので、職員が意欲を持って、モチベーションを高く持てるように工夫しながら経営を続けていただきたいと思います。

平岩委員 通告に従って2点質問させていただきます。

1点目は、一昨年から県立病院では外来の初診の際に紹介状を必要とし、それを持たないときは初診料が高くなるという制度が導入されていますが、昨年紹介状の保有率はどのくらいになっていたのかを教えてくださいと思います。

もう1点は、うちの会派で今回の決算に臨むときに、まず一つは働き方改革の視点で考えよう、もう一つは人手不足のことも考えようと話し合っています。今、守永委員も質問をされましたが、私は看護師の状況に限って、厳しい労働実態に追われていると毎年聞いています。そこで昨年度の離職率がどのくらいだったのか、また、モチベーションが下がらないようにどのような努力をされているのかも教えてくださいと思います。

神志那医事・相談課長 一つ目の紹介状の保有率についてですが、この制度は、県立病院のような急性期病院と地域のかかりつけ医が役割分担を進め、質が高く効率的な医療の実現を達成するために、平成27年5月に成立した医療保険制度改革法に基づきまして、平成28年度の診療報酬改定により、500床以上の大規模病院に対して定額負担金の徴収を責務としているものです。

当院の平成29年度の初診患者数は1万4,006人で、そのうち紹介状を持参した患者数は1万1,524人、率にして82.3%となっています。平成30年度8月末現在では、初診患者数は6,025人で、紹介状を持参した患者数は4,965人、率にして82.4%となっています。

波多野総務経営課長 昨年度の離職状況についてですが、県民医療の基幹病院として急性期の医療を担っていることから、当院の看護職員についても高度で専門性の高い看護の実践が求められているところです。

昨年度は定年退職者1名を含む18名が離職しており、離職率は4%となっています。

日本看護協会が実施している最新の2017年病院看護実態調査では、離職率の全国平均は10.9%、大分県の平均は9.4%、公立病院の平均は7.9%となっており、当院の離職率は低い状況が続いています。また、同調査における新卒看護職員の離職率では、全国平均7.6%、大分県9.8%、公立病院は7.4%となっていますが、当院では昨年度までの10年間で採用1年目の看護職員の離職者はゼロとなっています。

玉井副院長兼看護部長 看護師のモチベーションが下がらないための取組ですが、看護部では、やりがいのある働きやすい職場を作るため、新人看護師はもとより看護師の実践能力に応じた多様な教育、研修体制を構築しており、より高い知識・技術を持った専門看護師や認定看護師の資格取得のための助成制度など様々なキャリアアップ支援を行っています。

特に、新人看護師の離職はゼロですが、新人看護師に対しては先輩看護師がマンツーマンで指導を行うプレセプター制の導入や教育担当者による定期的な面談を行うなど手厚い対応を行っています。

また、子育て支援のため24時間保育の院内保育園を設置しているほか、昨年は職員の希望を取り入れながらユニフォームを新調するなど勤務環境の整備を図っているところです。

平岩委員 紹介状については、この前私が民間の病院に行ったときに、先生から県病に紹介状を書こうかと言われたことがあり、誤診だったので必要なかつたんですけど、民間でもそういうルートを作られていると改めて思いました。

それから、看護師は、どうしても時間外勤務も多いと思うんですけど、NPも育てられているし、先進医療の中でプライドを持って仕事をされているのが県病の看護師だと私は思うんですね。人を相手にしていることから、時間を削ってでも一生懸命やってしまうと思うんです。

そう考えたときに、看護師の賃金はどうかと思うんです。私は賃金表をきちんと見

ているわけではないけれども、看護部長は副院長でナンバースリーですが、その賃金が果たしてどうなのか。やっぱり看護師の給与と表ももう一度きちっと見直して、もちろん残業手当も必要ですけども、本当に今の県病の看護師の給与の体系が適切なのかをぜひ一度研究していただきたいと思いますが、もし何かありましたらお願いします。

廣瀬病院局次長兼県立病院事務局長 私どもは、看護師を含めまして大変忙しい中で勤務していますが、県立病院ですので、基本的には各県の状況を勘案しながら給与を決定していくことになっています。民間レベルとの比較もいろいろな意見、情報がありますが、そんなに低くはないとは思っています。ただ、そうは言っても夜勤などいろんなところで大変苦勞していますので、そういった可能などところは見直していくと。

それから給与として見られない部分については、勤務環境の整備という形でバックアップしていくことを考えています。

いずれにしても毎年いろんな交渉もありますので、各県の状況とか民間の状況を勘案しながらしっかりと今の給与体系がいいのかを評価しながら検討してまいりたいと思っています。

土居委員 まずは本業である医業収益を増して、健全な病院経営をされていることに敬意を表したいと思います。これから精神医療センターもできますので、しっかりした経営計画を作って、引き続きよろしくをお願いします。

それでは、私から1点だけ質問したいと思います。

病院事業会計決算審査資料の10ページ、がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助金についてですが、大分県がん地域連携クリティカルパスの運用の状況、実績及びその効果や改善点がありましたら教えていただきたいと思います。

井上病院長 運用状況についてですが、がん地域連携クリティカルパスというのは、患者さんの同意の下、質の高い医療を計画的に提供する目的でがん診療連携拠点病院が作成して、かかりつけ医と共有しながらがん診療を進めるための計画書です。

本県では都道府県拠点病院である大分大学附属病院と当院や別府医療センターなどの六つの地域がん診療拠点病院で運用されているところです。また、本県では肺がん、胃がん、大腸がん、肝がん、乳がん、前立腺がんの6大がんのパスがあり、当院では平成28年10月から運用を始めたところです。平成29年度の運用は4件にとどまり、全て乳がんでした。

効果についてですが、あらかじめ説明を受け、同意し、提示されたスケジュールに沿って治療が受けられますので、患者はかかりつけ医に転院しても安心して治療が受けられます。

また、居住地に近くのかかりつけがあった場合には、通院できることとなりますので、患者の負担が軽減されます。

改善点についてですが、このパスで連携可能なかかりつけ医が地域によってはまだまだ不十分であること、パスの適用条件にがんの診療が告知されていること、がんの病状が安定していること、がん拠点病院に初めて入院した後、退院後30日以内にこのパスが作成されることという要件があり、実際の運用には比較的病状の軽い患者に限られるというのが現状です。

そこで、連携可能なかかりつけ医の登録促進や適用条件の見直しなどの改善を関係機関と連携して要望していきたいと考えています。

土居委員 4件ということで、意外と少ないんだなと実感しています。ただ、かかりつけ医を増やすとかパスの要件の緩和とか様々なことで協議していくということですので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

また、がんに限らずその他の疾病に関してこういったパスを作ってはどうかと思うんですが、県病としての見解をお聞きかせください。

玉井副院長兼看護部長 クリティカルパスについてですが、がんの地域連携以外に、地域連携に関しては脳卒中と大腿骨頸部骨折の連携パスの二つがあります。

大腿骨に関しては、当院と連携している施設が13施設あり、昨年度適用は36件、脳卒中については、当院は昨年度84件ということで適用が進んでいます。また、院内にはこのほか

に各疾病についてのクリティカルパスを作成中であり、適用率はまだ40%前後ですが、これを推進して、より効率の良い医療を提供していきたいと思っています。

土居委員 クリティカルパスは、地域連携では本当に重要な要素と思っています。がんに限らず様々な疾病でも今後検討していくと、作成中だと伺いましたので、大分県の拠点病院と地域の病院との連携がスムーズになるようにお願いします。

鴛海副委員長 ほかに、事前通告されていない委員で質疑はありませんか。

吉岡委員 3点ほど教えていただきたいと思えます。

一つは未収金対策ですが、この中に出産一時金直接支払制度の活用促進とあるが、総合周産期母子医療センターでの出産だと思います。ここで出産一時金直接支払制度を活用されているんですが、これは妊婦全体に直接支払制度が徹底しているのか、入院するときに説明して新たに分かるのか。また、これを利用した方の中で、不足金が生じたことによる未収はどれくらいあるのかお尋ねしたいと思えます。

もう一つは、院内保育園ですけれども、これは関係者以外は駄目だと聞いていますが、今回、増築になった病児保育施設もやはり関係の看護師さんたち以外は使えないということか、地域の方も使えるのかを教えてください。

それから、総合周産期母子医療センターの第1産科部の中に出生前診断特殊外来がありますが、この出生前診断というのは、私も詳しく分からないんですが、報道によくある産まれてくる子どもの様子で産むか産まないかの判断をするまでのことなのか教えていただきたいと思えます。

神志那医事・相談課長 1点目の出産一時金の説明後にもかかわらず未収金となった件数ですが、今、手持ちのデータがありませんので、後日御報告させていただきたいと思えます。

波多野総務経営課長 病院の保育の件ですが、基本的には病院の職員が利用するというので、大変申し訳ないんですが、特に病児保育につい

ても、院内の職員が対象ということで、地域までは現時点では開放しておりません。

井上病院長 出生前診断についてですが、県立病院の産科で行っている出生前診断の状況は、形態的な異常が捉えられるようなものに関しての診断は可能ですが、遺伝子レベルのことに關しては、ゲノム診断可能な病院への紹介というのが実情であり、それには厳格な条件があるため、今のところ基幹になれる病院は県内にはありません。したがって、そういったところに紹介をした上で、きちんとした形で意思決定をしていただくという流れになっています。

吉岡委員 急に質問をしたので、さきほどの出産費用の不足については、分かり次第よろしくお願ひします。

いずれにしても、少子化時代の中で、妊婦が安心して子どもを産める環境が大事であると思っていますので、費用のことで思い悩んで出産のときに異常を来さないように、何とか環境整備になお一層努力をお願いしたいと思います。

鴛海副委員長 ほかに委員で質疑はありませんか。

桑原委員 審査意見書の中の病院総合情報システムについて質問します。

県立病院は昨年1月から九州で初となるクラウドに対応したウェブ型電子カルテシステムを導入するなど病院業務のICT化、経営の効率化を推進しているところですが、今年4月からオンライン診療に健康保険が適用されるようになり、今後、遠隔診断の需要が増えていくと予想されます。

この県立病院の病院総合情報システムは遠隔診断に対応する計画かどうかお聞かせください。

また、同じく審査意見の中にもある次期中期事業計画の中に遠隔診断の対応について言及していくのをお願いします。

井上病院長 病院の総合情報システム、電子カルテに関しての御質問ですが、実際にオンライン診療に対応するシステムというものではありません。どちらかと言うと、クラウド型というのは1か所の院外のクラウドにたくさんのビッグデータを集めて交換し合うとか蓄積するなど

に将来対応できるものを想定したものです。

オンライン診療に関しては、4月に診療報酬改定があったときに、当院では産婦人科のお産に関するの妊婦とのオンライン診療に関して検討したところですが、余り需要がないため、今のところ病院への直接の導入はしていません。

それから、将来的な事業計画の中での位置付けですが、オンライン診療というよりは、AI、人工知能の診療情報に関するシステムの導入を念頭に置きながら検討しているところです。

桑原委員 御答弁によると、需要がなかなか伸びないという見通しなのかと思えますけれども、国では、オンラインの健康保険適用ということになっており、こういうものが今から多分、隆盛してくると私は考えています。

業務のICT化とか経営の効率化などは評価できるんですけども、せっかくこの情報システムを導入するのに、病院の内部でシステムを閉じていることに限界と言うか、残念さを感じています。

県立病院は待ち時間対策とか患者支援機能の充実等、患者ニーズへの対応というのを掲げていますけれども、患者にとってサービスの利便性を高めるために遠隔診断に対応することは今後私は重要だと思うんですけども、いかがでしょうか。

井上病院長 御指摘の趣旨は理解できますが、実際のところ、大分市でもそんなに進んでいないと私は理解しています。むしろかかりつけ医の先生のところでの在宅の診療の中での取組を画像、アプリなどを利用して推進していくというイメージを持っているところが多いのではないかと思います。今のところ私どものような基幹病院での積極活用にはまだ至っていないというのが現状で、今後、検討を重ねていきたいと思えます。

桑原委員 今のところの御認識というのは分かりましたけれども、今後、遠隔診療の進展とか推移はしっかりと見守っていただきたいと思えます。

鴛海副委員長 委員外議員で質疑等ございせんか。

〔「なし」と言う者あり〕

鴛海副委員長 それでは、本日の質疑等を踏まえ、全体を通して、委員の方からほかに何か質疑はございせんか。

〔「なし」と言う者あり〕

鴛海副委員長 別にないようですので、これで質疑を終了します。

それでは、これをもって病院局関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

これより内部協議に入りますので、委員の方はお残りください。

〔監査委員、病院局、委員外議員退室〕

鴛海副委員長 これより、決算審査報告について、内部協議に入ります。

さきほどの病院局の審査における質疑等を踏まえ、決算審査報告書を取りまとめたいと思いますが、特に、指摘事項や来年度予算へ反映させるべき意見・要望事項等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

鴛海副委員長 特にないようですので、審査報告書案の取りまとめについては、本日の審査における質疑を踏まえ、委員長に御一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

鴛海副委員長 それでは、そのようにいたします。

以上で、病院局関係の審査報告書の検討を終わります。

ここで、執行部が入室しますので、しばらくお待ちください。

〔監査委員、会計管理者、委員外議員入室〕

鴛海副委員長 これより、一般会計及び特別会計の決算審査を行います。

まず、決算の概要について、会計管理者の説明を求めます。

説明は要点を簡潔・明瞭にお願いします。

岡田会計管理者 本日から、平成29年度の一般会計及び特別会計の決算について、審査いただきますが、それにさき立ちまして、全体の概要について御説明します。

それでは、資料1大分県歳入歳出決算概要により、御説明します。

1ページの決算総括表をお願いします。

まず、上から一つ目の一般会計ですが、決算額は、左から3列目の歳入総額(A)が6,106億6,258万7,665円、その一つ右の歳出総額(B)が5,897億8,572万4,512円となっています。

この歳入総額から歳出総額を差引きした額は、次の2ページの一番左の歳入歳出差引額(C)欄にありますように208億7,686万3,153円となっています。これが形式収支であります。

この中には、翌年度へ繰り越した事業の財源の一部が含まれていますので、その二つ右の繰越財源額(D)の178億1,747万8,910円を控除したものが、一番右の実質収支額30億5,938万4,243円で、これが純剰余金となります。

ここで、一般会計決算のこれまでの推移について御説明します。

15ページをお願いします。

左側の①のグラフを御覧ください。

このグラフは、平成25年度から29年度までの5年間の一般会計の決算規模の推移を表したもので、左側の白い棒グラフが歳入、右側の網掛け棒グラフが歳出です。

一番右が平成29年度で、歳入は、さきほど御説明した6,106億6,300万円で、その左上に記載していますように、前年度に比べ99億8,500万円、率にして1.66%の増となっています。

一方、歳出は5,897億8,600万円で、前年度に比べ53億1,800万円、率にして0.91%の増となっています。

また、白い棒(歳入)と網掛け棒(歳出)の差引きが、さきほど申し上げました形式収支で、

グラフの上の四角の中に示していますように、208億7,700万円となっています。

この、形式収支の推移を示したものが、右ページ上段の②のグラフです。

左側の白い棒が形式収支、その右の網掛け棒がその中に含まれている翌年度への繰越財源額でありまして、それを差し引いたものが実質収支額です。

平成29年度は、30億5,900万円の黒字となっています。

さらに、この実質収支額の推移を示したものが、下の③のグラフです。

白い棒が実質収支額で、前年度の実質収支額との差を単年度収支額として、その右の網掛け棒で表しており、平成29年度は3億7,700万円の黒字となっています。

次に、特別会計について、御説明します。

1ページにお戻りください。

上から二つ目が、10あります特別会計の決算額の合計で、左から3列目の歳入総額(A)は1,456億1,209万3,308円、一つ右の歳出総額(B)は1,440億6,314万6,372円です。

歳入総額から歳出総額を差引きした額は、次の2ページの一番左、歳入歳出差引額(C)欄の、上から二つ目に記載のとおり15億4,894万6,936円となっています。

その二つ右の繰越財源額(D)はありませんので、一番右の欄の実質収支額は同額の15億4,894万6,936円の黒字となっています。

続いて、会計ごとの内容について御説明します。

3ページの一般会計歳入決算額調をお願いします。

県税から県債までの15の款別の内訳です。

左から3列目の調定額(B)ですが、これは、収入することを決定した額で、一番下の合計欄にありますように6,130億6,858万7,590円となっています。

この調定額に対して、その右の収入済額(C)の合計は6,106億6,258万7,

665円となっており、調定額に対する収入済額の割合は、次の4ページの、一番下の左から3列目の欄にありますように、99.61%となっています。

収入済額（C）について、前年度に比較して増減額の大きなものとしては、次の4ページの右から3列目の対前年度比較欄にありますように、まず、上から五つ目の地方交付税が、県税収入の増などにより、前年度から31億8,143万円余の減となっています。

次に、その五つ下の財産収入が、土地売払収入の減などにより、前年度から13億5,082万円余の減となっています。

次に、その二つ下の繰入金が、豪雨災害の復旧事業に伴う基金繰入れの増などにより、前年度から31億1,460万円余の増となっています。

次に、その一つ下の繰越金が、国の緊急経済対策に伴う前年度からの繰越事業費の増などにより、前年度から52億1,260万円余の増となっています。

次に、3ページの一番右、不納欠損額（D）ですが、下の合計欄にありますように1億3,644万円余となっており、その主なものは、一番上の県税の1億1,930万円余でありまして、時効の完成などによるものです。

また、4ページの一番左、収入未済額については、下の合計欄にありますように、22億7,989万円余となっており、その主なものは、県税の15億9,732万円余で、個人県民税などの滞納によるものです。

次に、5ページの一般会計歳出決算額調をお願いします。

議会費から予備費までの14の款別の内訳です。

決算額は、左から3列目の支出済額（B）ですが、一番下の合計欄にありますように5,897億8,572万4,512円となっています。

支出済額（B）について、前年度に比較して増減額の大きなものとしては、次の6ページの右から2列目の対前年度比較欄にありますよう

に、まず、上から三つ目の福祉生活費が、社会保障関係費の増などにより、前年度に比べ36億5,016万円余の増となっています。

次に、その四つ下の商工費が、熊本地震に伴う国内誘客緊急対策事業の終了などにより、前年度に比べ48億9,737万円余の減となっています。

次に、その一つ下の土木費が、庄の原佐野線等の進捗などにより、前年度に比べ34億7,045万円余の減となっています。

次に、その三つ下の災害復旧費が、豪雨災害の復旧事業の増などにより、前年度に比べ43億5,860万円余の増となっています。

次に、5ページから6ページにかけての翌年度繰越額（C）は、繰越明許費が合計で644億9,389万円、その右の事故繰越しが11億4,660万円余となっています。

主なものは、土木費、農林水産業費、災害復旧費などで、これは国の補正予算の受入れや豪雨災害などによるものです。

次に、6ページの左から2列目の不用額は、合計で71億926万円余で、主なものは、農林水産業費の21億2,404万円余、商工費の18億76万円余、災害復旧費の10億2,962万円余などであり、これは事業費が見込みを下回ったことや経費の節減などによるものです。

続いて特別会計ですが、7ページの特別会計歳入決算額調をお願いします。

左から3列目の調定額（B）は、一番下の合計欄にありますように1,467億2,266万231円でありまして、これに対し、その右の収入済額（C）は1,456億1,209万3,308円で、収入率は、次の8ページの右から3列目にありますように、99.24%となっています。

8ページの一番左の欄にある不納欠損額（D）は1万6千円余で、これは、港湾施設整備事業特別会計に係る延滞金の時効の完成によるものです。

その一つ右の収入未済額は、合計で11億1,055万円余で、主なものは、上から三つ目の

中小企業設備導入資金特別会計の9億6,600万円余で、これは倒産等による貸付金償還金の未収によるものです。

次に、9ページをお開きください。特別会計歳出決算額調をお願いします。

特別会計の決算額は、左から3列目の支出済額(B)で、合計が一番下にありますように1,440億6,314万6,372円となっております。このうち一番上の公債管理特別会計が1,336億9,569万円余と、その大部分を占めています。

次に、その右の翌年度繰越額(C)のうち、繰越明許費7億1,190万円余は、臨海工業地帯建設事業特別会計に係る4億9,300万円、港湾施設整備事業特別会計に係る1億5,700万円、用品調達特別会計に係る6,190万円余となっております。これは主に関係者等との協議・調整に日数を要したことなどによるものです。

また、10ページの左から2列目の不用額は、合計で14億66万円余となっております。その主なものは、上から五つ目林業・木材産業改善資金特別会計、また、その一つ下の沿岸漁業改善資金特別会計などで、主に、貸付実績が見込みより少なかったことによるものです。この不用額は、翌年度に繰り越され、貸付けの原資となります。

次に、11ページの一般会計歳入財源別分類表をお願いします。

この表は、歳入決算額を自主財源と依存財源に分類したもので、決算額(A)の自主財源については、中ほどの小計欄にありますように2,543億5,949万3千円、構成比は41.65%、また、依存財源は、下の小計欄にありますように3,563億309万5千円、構成比は58.35%となっております。

この構成比を、次の12ページの28年度と比較しますと、自主財源の割合は、繰入金や繰越金などの増により、前年度40.65%に比べ上昇し、また、依存財源の割合は、地方交付税や国庫支出金の減などにより、その分低下しています。

次に、13ページの一般会計歳出性質別分類表です。

義務的経費、投資的経費、その他の経費の三つに区分していますが、決算額(A)欄で、まず、1の義務的経費については2,544億9,471万1千円、構成比43.15%となっており、28年度と比較しますと、右から2列目にありますように、7,831万4千円、率にして0.03%の増となっております。これは、公債費の増などによるものです。

次に、2の投資的経費は1,236億2,125万7千円、構成比20.96%で、前年度より81億48万1千円の増となっております。これは、災害復旧事業費の増などによるものです。

3のその他は2,116億6,975万7千円、構成比35.89%で、前年度より28億6,117万2千円の減となっております。これは、県有施設整備基金積立ての減などにより、積立金が減少したことなどによるものです。

以上が、平成29年度一般会計及び特別会計の決算概要であります。

事業別の決算の内容等については、各担当部局から御説明します。

鴛海副委員長 次に、決算審査等の結果について、監査委員の説明を求めます。

首藤代表監査委員 平成29年度の歳入歳出決算及び基金運用状況並びに健全化判断比率及び資金不足比率の審査結果について、監査委員を代表して、御説明します。

平成29年度大分県歳入歳出決算及び基金運用状況並びに健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書を御覧ください。

表紙の次のページをお開きください。

この意見書は、地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、本年8月1日に、知事から監査委員の審査に付されました平成29年度大分県歳入歳出決算、基金運用状況、健全化判断比率及び書類並びに資金不足比率及び書類について、審査結果を取りまとめ、

8月17日に知事に提出したものです。

1ページをお開きください。

最初に平成29年度大分県歳入歳出決算審査意見書について御説明します。

第1章審査の概要を御覧ください。

第1審査の対象は、平成29年度大分県一般会計及び公債管理特別会計など、10の特別会計であります。

次に、第2審査の方法ですが、決算審査にあたりましては、審査に付された歳入歳出決算書等について、1決算の計数は、正確であるかなど、こちらに記載の4点を主眼として、関係証書類と調査照合し、関係職員の説明を求めするなどして慎重に審査しました。

2ページをお開きください。

第2章審査の結果及び意見を御覧ください。

第1審査の結果ですが、1平成29年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算額は、関係証書類及び指定金融機関の収支金報告書等と合致し、正確であることを確認いたしました。

また、2の予算の執行、収入支出事務及び財産の管理等については、議決の趣旨及び関係法規等に従い、おおむね適正に処理されているものと認められました。

次に、第2決算の状況ですが、この項の3段落目から御覧ください。

平成29年度の歳入歳出決算は、一般会計で、歳入決算額6,106億6,258万7,665円、歳出決算額5,897億8,572万4,512円となっています。

このうち歳入については、前年度決算と比較して、1.66%の増加となっています。

これは、地方交付税や財産収入が減少したものの、国の緊急経済対策に伴う前年度からの繰越事業費の増加などによる繰越金や繰入金が増加したことなどによるものです。

また、歳出についても、0.91%の増加となっています。

これは、商工費、土木費が減少したものの、豪雨災害の復旧事業費の増加などにより災害復旧費が増加したことや福祉生活費が増加したことなどによるものです。

この結果、一般会計の歳入決算額から歳出決算額を差し引いた形式収支は208億7,686万3,153円の黒字、形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は30億5,938万4,243円の黒字となっており、実質収支から前年度実質収支を差し引いた単年度収支は3億7,760万1,482円の黒字となっています。

また、大分県母子父子寡婦福祉資金特別会計など10の特別会計の歳入歳出決算の合計額では、歳入決算額は1,456億1,209万3,308円、歳出決算額は1,440億6,314万6,372円となっており、前年度決算に比べ、歳入、歳出とも増加しています。

この結果、特別会計の形式収支と実質収支は、共に15億4,894万6,936円の黒字となっています。

次に、第3審査意見についてですが、平成29年度の決算は、一般会計及び特別会計共に実質収支は黒字を確保しており、一般会計の単年度収支についても、度重なる災害への復旧・復興に取り組まれたものの、景気回復に伴う県税収入の増加などにより、2年ぶりの黒字となっています。

2行下に飛びまして、実質公債費比率は10.0%と前年度と比べて1.3ポイント減少し、改善が見られます。

しかしながら、少子高齢化や人口減少、地方創生の推進などにより、行政需要はますます増大していくものと予想され、安心・活力・発展の大分県づくりをさらに前進させるため、今後とも次の事項に留意し、引き続き限られた財源の中で効率的で効果的な行財政運営が行われるよう、強く期待するものであります。

以下、今後特に努力していただくよう要請した点について、申し述べます。

まず、1点目として、行財政改革の推進と財政運営の健全化についてです。

2行下の県税の徴収強化等から御覧ください。

平成29年度は、歳入の確保や事務事業の見直しなどによる歳出の削減に努められたものの、豪雨災害への復旧・復興に取り組まれたことな

どから、財政調整用基金の残高は、大分県行財政改革アクションプランの目標額の390億円を22億円下回る368億円となっています。

県債残高については、普通会計決算で残高が前年度に比べて47億円、0.5%減の1兆300億円で、臨時財政対策債を除いた実質的な残高も前年度に比べて92億円1.4%減の6,329億円で、16年連続の減少となるなど、着実に削減が進んでいます。

しかしながら、少子高齢化の進展に伴う社会保障関係費の増大や社会資本の老朽化による保全費用の確保など、財政環境は厳しく予断を許さず、また、国では基礎的財政収支の黒字化に向け、経済・財政再生計画の枠組みの下、徹底した歳出の見直しを行っており、今後の地方財政対策の内容いかんによっては厳しい状況が想定されます。

このため、最少の経費で最大の効果を上げられるよう常に事務事業の検証を行い、選択と集中やスクラップ・アンド・ビルドを図るとともに、一層の行財政改革の推進と財政運営の健全化に努められるよう要請しました。

2点目は、資産マネジメントの強化についてです。

県有建築物や公共インフラ施設の老朽化は一層進行しており、大規模改修や建て替えの時期を迎えています。

防災面においても、県民生活に不可欠な施設となることから、大分県公共施設等総合管理指針に基づき、定期的な点検・診断を行うとともに、施設総量の縮小や施設の長寿命化を着実に推進し、維持管理コストの削減や平準化に努められるよう要請しました。

また、平成28年3月に策定した県有財産総合経営計画に基づき、未利用財産の売却・貸付けや広告収入の拡大などに積極的に取り組み、さらなる収入を確保するなど、より一層の資産マネジメントの強化が図られるよう要請しました。

3点目は、収入未済の解消についてです。

一般会計及び特別会計の収入未済額の合計は33億9,044万5,096円で、前年度に

比べ2億6,676万6,772円、7.29%の減と8年続けて前年度を下回りました。

このうち県税については、徴収対策の強化などにより、前年度に比べ2億1,873万5,858円、12.04%と大きく減少するなど各機関の努力により、一定の成果が得られています。

他方、前年度に比べて増加しているものもあり、収入未済額全体としては、依然として多額であることから、引き続きその解消と新たな発生防止に努められるよう要請しました。

4ページをお開きください。

4点目は、財務事務の執行についてです。

定期監査、臨時監査等においては、一部に不適正な事例が認められたものの、おおむね適切な処理が行われていました。

監査において、是正改善の必要性が認められた事項として、(1)財産の管理について、(2)会計事務について、(3)契約事務について、それぞれ記載しています事例が認められましたので、管理の適正化、審査・相談体制の強化、研修の充実に一層努めるよう要請しました。

以上が、歳入歳出決算についての審査意見です。

なお、5ページから92ページにかけて、第3章決算の概要として個別の内容をそれぞれ記載していますが、これらについての説明は省略させていただきます。

次に、93ページをお開きください。

平成29年度の基金運用状況についての審査意見です。

まず、第1章審査の概要ですが、第1審査の対象は大分県土地開発基金など3基金です。

第2審査の方法は、1基金運用状況書の計数は正確で、関係証書類と合致しているかなど、こちらに記載の3点に重点を置いて審査しました。

次に、第2章審査の結果及び意見ですが、第1審査の結果は、各基金とも、基金運用状況書の計数は正確で、関係証書類とも合致しており、基金運用は設置目的に沿い、正規の手続によっ

て執行されていることが認められました。

次に、第2審査意見ですが、各基金とも、それぞれの設置目的に沿った有効な活用に引き続き努められるよう要請しました。

次に、95ページをお開きください。

平成29年度大分県健全化判断比率についての審査意見です。

まず、第1章第1審査の概要ですが、審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、1健全化判断比率の算定が法令等の趣旨に沿って適切に行われているかなど、こちらに記載の2点を主眼として関係書類と調査照合し、関係部局から説明を求めるなど慎重に審査しました。

次に、第2章審査の結果及び意見ですが、第1審査の結果は、審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

次に、第2審査意見ですが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は赤字が生じていないことから算定されなかったこと及び実質公債費比率と将来負担比率は早期健全化基準未満であったことから、特に是正改善を要する事項は認められませんでした。

最後に96ページをお開きください。

平成29年度資金不足比率についての審査意見です。

まず、第1章第1審査の概要ですが、審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、1資金不足比率の算定が法令等の趣旨に沿って適切に行われているかなど、こちらに記載の2点を主眼に、慎重に審査しました。

次に、第2章審査の結果及び意見ですが、第1審査の結果は、審査に付された大分県病院事業会計など、こちらに記載の6会計について、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

次に、第2審査意見ですが、いずれの会計も資金不足比率は算定されず、特に是正改善を要

する事項は認められませんでした。

以上で、平成29年度大分県歳入歳出決算等の審査の結果についての説明を終わります。

鴛海副委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

執行部の皆さんに申し上げます。

答弁は挙手し、私から指名を受けた後、自席で起立の上、マイクを使用し、簡潔・明瞭に答弁願います。

今回、事前通告はありませんが、事前通告されていない委員で質疑はありませんか。

末宗委員 平成29年度大分県歳入歳出決算概要の6ページ、事故繰越しが11億5千万円ほどあるんだけど、この中身と件数、どういう要件でこうなっているのか、実情を教えてください。

岡田会計管理者 今回、事故繰越しについては、11億4,600万円ぐらい出ていますが、その主なものは農林水産業費、商工費、災害復旧費です。個別の内訳については、各部局の方から御説明します。1点だけあげますと、商工費の中小企業等グループ施設等復旧整備事業費は、一昨年熊本地震の際にグループ補助金という形で予算措置されました。この関係で、今回、地元との調整が時間を要したということで事故繰越しになったと聞いているところです。

詳細は各部局の方で御説明します。

末宗委員 同じ資料の10ページ、特別会計は予算全体で1,460億円ほどあるけど、こちらは事故繰越しはゼロなんよね。特別会計は、繰越明許はあるけど、事故繰越しはないんよね。そこら辺りの説明をお願いしたい。

岡田会計管理者 繰越明許というのは、事前にある程度予測が付く段階で議会の御承認をいただく繰越しですが、事故繰越しについては、予測ができなかった、また、災害等々いろいろな事情で急きょ繰り越さざるを得なくなったものが発生した場合に事故繰越しという形にしています。特別会計では、そういう突発的な事項はなかったということです。

末宗委員 繰越明許は、制度から言ったら大体3月議会に通常だったら出て、次の年に繰り越

すわけだけど、その時点で繰越しに算定されないので、その後に事故が起きたというような解釈に聞こえるんよね。中身が何件かも何も今分からないからね。分からんけど、本当にそうかなというような気がしたもんだから。本当に議会に報告した後、11億5千万円ほど事故が起きて——中身が分からないから聞きようもないんだけどね。答弁は後ほど言うから、手が付かんね。

鴛海副委員長 末宗委員よろしいですか。

末宗委員 もうよかろう。

鴛海副委員長 ほかに委員で質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

鴛海副委員長 それでは、委員外議員で質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

鴛海副委員長 それでは、本日の質疑等を踏まえ、全体を通して、委員の方からほかに何か質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

鴛海副委員長 それでは、これをもって決算の概要及び決算審査等の結果の審査を終わります。

なお、監査委員はこれで退席となります。お疲れさまでした。

暫時休憩します。午後2時47分に再開します。

午後 2時42分休憩

午後 2時47分再開

鴛海副委員長 休憩前に引き続き、会計管理局関係の審査を行います。

執行部の説明は、要請した時間の範囲内となるよう要点を簡潔・明瞭にお願いします。

それでは、会計管理局長の説明を求めます。

岡田会計管理局長 それでは、平成28年度決算特別委員会審査報告に対する措置状況について御説明します。

平成28年度決算特別委員会審査報告書に対する措置状況報告書の19ページをお開き願います。

県民が広く利用する施設のシステム・設備の更新等についてです。

指摘事項の前段部分の措置結果については、

教育委員会から後日説明しますので、後段部分について御説明します。

契約事務手続を行う際には、地方自治法及び大分県契約事務規則等を遵守し、業務等の仕様書には必要となる事項が全て記載されているか厳正にチェックを行うよう指導するとともに、入札事務の適正な執行等について、常日頃から注意喚起を図っています。なお、情報システムの調達を行う際は、大分県電子県庁推進本部内の情報システム構築部会において審議を行い、システムの仕様が適切であるか等十分に確認しています。

今後も契約事務が滞ることがないように引き続き指導してまいります。

続いて、平成29年度に実施された行政監査及び包括外部監査の結果について御説明します。

平成29年度行政監査・包括外部監査の結果の概要で御説明します。

まず、行政監査について、1ページをお開きください。

1にあるとおり、行政監査は、財務に関する監査とは別に、毎年度、監査委員が県の事務執行について、適正性や効率性等を検証するため実施するものです。

次に、2にあるように、平成29年度は「公用車の管理、使用状況及び交通安全対策について」を監査テーマとし、3に記載の着眼点に基づき監査を実施していただきました。

4の監査の結果及び意見についてですが、監査委員からは、改善事項として、安全運転管理者等選任報告書の内容確認など9項目、検討事項として、日常点検の実施方法の明確化など5項目のほかに、一番下の枠囲みに記載の御意見をいただきました。

このうち、会計管理局関係の主なものについて説明します。

2ページをお開きください。

下の表の項目欄の2番目、1(1)ウ安全運転管理者等選任報告書の受理の欄を御覧ください。改善事項として、監査結果等の欄にありますように用度管財課は、適正な選任が行われるよう、報告内容の確認と適切な指導を行う必要

があるとの指摘をいただきました。そのため、公用車を管理している全所属の安全運転管理者の一覧表を作成し、e-オフィスシステムの掲示板に掲載するとともに、人事異動等で安全運転管理者等に変動が生じた場合は速やかに報告するよう通知を行い、徹底したところです。

なお、そのほかの改善事項、検討事項についても既に是正措置を講じています。

6ページをお開きください。

この、監査結果に添える意見については、現在、関係各課と費用対効果、働き方改革等の観点から総合的に検討を進めているところです。

今後とも、公用車の適正な管理に努めてまいります。

資料の7ページをお開きください。

次に包括外部監査結果の概要についてです。

1にあるように、包括外部監査とは、監査機能の専門性を強化するため、公認会計士等の資格を有する外部専門家が監査を実施するものです。

平成29年度については、3にあるように、地場産業振興施策に係る事務の執行及び事業の管理についてを監査テーマに、4に記載の着眼点から監査を実施していただきました。

5の監査の結果及び意見についてですが、改善措置が求められる監査の結果として、書類記載の不備など63件のほかに、右の枠囲みに記載の御意見18件をいただいたことから、監査対象の関係各部において検討を進めているところです。

このうち、会計管理局に関する項目について御説明します。

23ページをお開きください。2件の御意見をいただいています。

1件目は、委託契約における一般管理費について、会計管理局から職員向けに提供している委託契約事務に関するマニュアルに、一般管理費の定義や算定方法、変更契約の際に適用する一般管理費率の確定方法を明確にすべきとの御意見をいただきました。

2件目は、委託契約における一般管理費率の上限を、さきほど申し上げましたマニュアルに

定めることが望ましいとの御意見をいただきました。

これらの御意見を踏まえ、会計管理局が作成している委託契約に関するマニュアル「委託契約事務必携」に明記し、全庁に周知しました。

続いて、会計管理局の平成29年度決算について御説明します。

一般会計及び特別会計決算事業別説明書の281ページをお開き願います。

歳出決算の総括表ですが、上の表の一般会計、予算現額の合計欄8億4,016万2千円に対して、支出済額は8億3,042万423円、不用額は974万1,577円です。

次に、283ページをお開き願います。

会計管理局のうち、まず、会計課及び審査・指導室分について御説明します。

第2款第1項第1目一般管理費の決算額2億2,265万8,907円は、職員28人分の給与費です。

次に、第6目会計管理費の決算額2,276万7,721円は、会計事務の指導等に係る経費です。

次に、284ページをお開き願います。

用度管財課分ですが、第1目一般管理費の決算額2億8,700万4,898円は、職員40人分の給与費です。

次に、第6目会計管理費の決算額5,290万5,430円は、物品等電子入札システム導入や集中管理車の維持管理などに要した経費です。

次に、285ページを御覧ください。

第7目財産管理費の決算額2億1,445万7,887円は、県庁舎本館及び新館の維持管理などに要した経費です。

次に、286ページをお開きください。

第8目県庁舎別館及振興局費の決算額3,062万5,580円は、県庁舎別館等の維持管理に要した経費です。

以上が一般会計分です。次に、用品調達特別会計です。287ページを御覧ください。

この特別会計は、県の機関で使用します文具などの消耗品や備品、印刷物といったいわゆる

用品の調達事務を一元化し効率的に行うために設けているものです。

まず、第1目用品総務費の決算額170万9千円は、前年度の決算剰余金を一般会計へ繰り出したものです。

次に、第2目用品費の決算額15億9,518万783円は、各所属からの要求に基づく用品の購入に要した経費です。

次に、別冊の決算附属調書の15ページをお開き願います。不用額の主なものについて、御説明します。

一番左の科目欄の総務費の総務管理費の5番目にあります会計管理費447万849円は、管理車維持管理事業の使用料及び賃借料が見込みを下回ったこと及び経費の節減によるものです。

その下の財産管理費の不用額2,005万8,494円のうち用度管財課分は445万5,113円でございます。主なものは、県庁舎本館及び新館の光熱水費等が見込みを下回ったことなどによるものです。

次に、52ページをお開き願います。一番下にあります用品調達特別会計の用品費3,581万9,217円は、各所属からの用品調達要求が見込みを下回ったことによるものです。**鴛海副委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

事前通告が1名の委員から出されていますので、まず事前通告のあった委員の質疑から始めます。

守永委員 1点ですが、平成29年度一般会計及び特別会計決算事業別説明書の283ページ及び284ページの給与費について、時間外勤務手当がこの中に含まれているのか教えてください。

それと、2017年度の会計管理局の時間外勤務の状況、通常年度と比較して、多い少ないといった変化があったのか。変化があった場合に、その要因をどのように分析されているのか教えてください。

田所会計課長 用度管財課分も含めて、私から御説明します。

時間外勤務手当については、事業別説明書8ページの人事課の一般管理費の時間外勤務手当、約15億円の中に含まれています。

次に、災害対応を除いた平成29年度の一人当たり月平均時間外勤務時間は13時間で、前年度と比較して、0.6時間増えています。主な要因は、用度管財課の物品等電子入札システムに伴う準備によるものです。

なお、災害対応を含んだ場合は、13.7時間となっております。28年度より1.2時間減っています。

守永委員 今の時間外勤務時間については、最後は1.2時間増えていると言ったんですかね、それとも減っている。

田所会計課長 災害含みの場合、1.2時間減っています。

守永委員 減っているということで、災害対応の部分で若干変化があったのかなと思います。全体的に時間外勤務時間は余り多くないのかなとは思いますが、ただ、それでも13時間近く平均としてあります。班ごとに偏りなり、そういった状況の変化があるかどうか、教えていただければと思います。

田所会計課長 若干ありました。ただ、偏ることのないように努めています。具体的には、さきほど申しました物品等電子入札システムの導入のときは、用度管財課の他の班の班員だけでなく、審査指導室や会計課の職員も応援するなど、局全体で対応しました。

守永委員 ぜひ状況を把握し、職員の皆さんが有意義に働けるような環境を作っていただきたいと思います。今年度、実態とどれだけ乖離があるのかという調査もされていると思います。前年度と比較しながら、実態がどうなのかを見ていただきたいと思います。

鴛海副委員長 ほかに事前通告をされていない委員で質疑はありませんか。

土居委員 行政監査についてです。公用車を調べたということですが、公務に使用する自動車を所有することは必ずしも必要ではないという意見をいただいています。報告書を見ますと、レンタルやリースを活用しようよという御意見

のようです。この意見を会計管理局としてはどのように受け止めて、それぞれの課と協議をしているのか伺います。

中村用度管財課長 必ずしも公用車を所有する必要はないということで、リースとか、レンタカー、こういうものを想定されていると私たちも考えています。ただ、どうしても所有することに比べると費用が高くなりがちですので、それをもう少し抑えることができないか今検討しているところです。

鴛海副委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

鴛海副委員長 委員外議員で質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

鴛海副委員長 それでは、本日の質疑等を踏まえ、全体を通して、委員の方からほかに何か質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

鴛海副委員長 別にないようですので、これで質疑を終了します。

それでは、これをもって会計管理局関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

これより内部協議に入りますので、委員の方はお残りください。

〔会計管理局、委員外議員退室〕

鴛海副委員長 これより、決算審査報告について、内部協議に入ります。

さきほどの決算の概要及び決算審査等の結果及び会計管理局の審査における質疑等を踏まえ、決算審査報告書を取りまとめたいと思いますが、特に、指摘事項や来年度予算へ反映させるべき意見・要望事項等がありましたら、お願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

鴛海副委員長 特にないようですので、審査報告書案の取りまとめについては、本日の審査における質疑を踏まえ、委員長に御一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

鴛海副委員長 それでは、そのようにいたします。

以上で、決算の概要及び決算審査等の結果並びに会計管理局関係の審査報告書の検討を終わります。

ここで、執行部が入室しますので、少々お待ちください。

〔代表監査委員、監査事務局、委員外議員入室〕

鴛海副委員長 これより、監査事務局関係の審査を行いますが、説明は要点を簡潔・明瞭にお願いします。

それでは、監査事務局長の説明を求めます。

佐藤監査事務局長 監査事務局関係の決算について御説明します。

平成29年度一般会計及び特別会計決算事業別説明書の301ページをお開き願います。

監査事務局関係は、監査委員費1項のみで、予算現額2億928万1千円に対して、支出済額は2億847万3,039円、不用額は80万7,961円です。

その内訳については、次の303ページを御覧ください。

まず、第1目委員費については、予算額1,911万円に対して、決算額は1,903万9,505円です。

この内訳は、常勤の監査委員の給与費及び非常勤の監査委員3人分の委員報酬の計1,822万3,535円と、旅費など監査に要した経費81万5,970円です。

次に、第2目事務局費です。予算額1億9,017万1千円に対し、決算額は1億8,943万3,534円です。

この内訳は、監査事務局職員20人分の給与費1億7,969万4,400円と、事務局運営費として事務局職員の旅費、それから事務局の需用費等の経費973万9,134円です。

鴛海副委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

執行部の皆さんに申し上げます。

答弁は挙手し、私から指名を受けた後、自席で起立の上、マイクを使用し、簡潔・明瞭に答弁願います。

事前通告が2名の委員から出されていますので、まず事前通告のあった委員の質疑から始めます。

守永委員 1点ですが、平成29年度一般会計及び特別会計決算事業別説明書の303ページの事務局費の給与費について、職員の時間外勤務手当がこの給与費の中に含まれているのかを教えてください。

それと、2017年度の時間外勤務時間について、通常の年度と異なる状況があったのかどうか。また、あった場合にその原因をどのように分析しているのか教えてください。

佐藤監査事務局長 職員の時間外勤務手当については、事務局費の給与費の中に含まれています。

平成29年度の時間外勤務時間は、合計688時間、前年度に比べ全体で519時間減少しています。減少した理由は、災害対応に要する時間外勤務時間の減などによるもののほか、特に数値的なデータはないんですが、当事務局は第一課、第二課と二つの課があり、それぞれ監査を行っていますが、一方の課で業務が集中するときにもう一方の課が応援する、相互に応援する取組を始めています。また、職員に対して超勤縮減の働きかけもしており、こうした取組の効果として超勤縮減につながったものと考えています。

守永委員 平成29年度が688時間で、前年度と比較して519時間減ということは、前年度は1千時間を超えていたこととなります。一人当たりで計算したときにどういう時間数になるのかを教えてください。災害対応があるかないというのもあるんでしょうが、かなり工夫されたことによって減少したと。今年度はパソコンのオンオフの時間管理も含めて、実態把握と乖離があるのかどうかということも調査をされていると思います。そういった状況も踏まえながら、丁寧に縮減に向けて取組をお願いした

と思います。さきほどの点、教えてください。

足田次長兼第一課長 まず、職員一人当たりの一月当たりの時間外勤務時間数ですが、平成28年度は6.7時間、平成29年度は3.8時間と大きく縮減しています。

それから、パソコンの管理は、何例か届けずに時間外勤務をしている事例が見受けられましたので、そのときには届出をするように指導を行いました。現在は、届出とパソコンの使用状況については一致し、矛盾のない状況となっています。

麻生委員 行政監査結果並びに包括外部監査、定期監査とか臨時、あるいは委員監査など本当に御苦勞でございます。今回の不祥事の発覚により、監査結果に基づき講じた措置の公表についてどのようになされているのか、監査が機能していないんじゃないかなとちょっと心配しました。行政の信頼を失墜させるだけではなくて、監査業務に対してまで信用の失墜があるんじゃないかと心配したんですが、平成25年度事業に対して26年度の包括外部監査結果で非常に厳しい指摘がなされていることを認識しました。ただ、その翌年度の結果報告書では対応済みとなっているのに驚いたんですね。普通でしたら、公表されるなり何らかの改善がもうその時点でなされているものだろうと思っているんですが、これはなぜ発覚していないのか。監査としてどこまで調査権をお持ちなのか。民間企業であれば、違法行為ですから、当然刑事告発ということも手法としてあると思います。所管部局に対して、全体の中でこういったいわゆる刑事告発勧告の基準があるのか伺います。

首藤代表監査委員 過年度の指摘事項の措置結果のチェックということですが、指摘して講じられた措置については、翌年度の監査調書等に記載していただき、確認しています。また、監査の過程でその改善が認められずに同様のことが認められた場合には、改めて指摘事項ということで監査結果が決まることになると思います。

そして、その監査結果の公表は、地方自治法に基づいて、知事や議会等に提出するとともに、県報やホームページで公表しています。

また、監査結果に対して知事等が講じた措置についても、同様に県報やホームページで公表しています。

なお、包括外部監査や定期監査で指摘された事項のうち、リスクが高いと思われるものは、監査事例集を作成し、各所属長宛て配付をしています。

また、直近の監査でリスクが高いと判断された項目は、重点項目として、定期監査において重点的に確認をしています。

今回、25年度分の包括外部監査でそれぞれの内容について不備があったということについても、この監査事例集の中では、事例があったということで、委託契約ではこういうところに注意をしてという注意喚起をしています。

もう1点、犯罪を告発するかどうかについては、私ども監査はこういうような不適正な事実があったということを指摘し、そしてそれに対してどう対応するかというのは、正に事務を執行するところの内部統制の問題であると考えています。その中でしっかり対応していくということになろうかと思えます。

告発を勧告するというようなものは、今の監査委員の権限の中にはございません。今度、地方自治法が改正されて、その他について勧告をするという制度の運用が平成32年4月から始まりますので、そういった法の執行に合わせて取り組んでまいりたいと思っています。

麻生委員 今回、いろんな報道がされています。背景要因とか、そういったものについてはいろいろ出ているんですが、やっぱり不祥事がこれほど続く根本原因があり、その中には管理可能な根本原因があるわけです。県の執行部あるいは監査事務局の現状の機能の改善案を見た段階では、認識が少しずれているんじゃないかなと思います。そういう意味では、調査権限を恐らく当該所管部局もお持ちじゃないと思うんですね。そうすると、刑事告発するしか改善するための手法はないんじゃないかと認識しておる次第であります。そういう意味でも、今後こういった改善についてしっかりと対処していく基準、法に基づいてこれから検討されるということでは

すが、その基準もしっかり作った上で、二度とこういった不祥事が起こらないような仕組みを作っていく必要があるかと思えます。管理可能な根本原因だろうと思うんですが、調査権限がない以上は、なかなか現実問題としては——今回の件も25年にそういったことが起こっていて、26年に指摘をしたにもかかわらず、対応済みという、この包括外部監査結果報告書の155ページからの内容を見て、私は驚いたんです。こんなことが行政でやられて、そのままスルーされている。これは隠蔽工作があったんじゃないかと思うぐらい、疑問視しています。しかも25年に発覚しなかったということも大きな課題であります。大分県行政全体の信頼を失墜させたのは間違いのないわけです。さらにこのまま行くのなら、監査業務に対する信頼も失墜すると。

なぜここまで申し上げるかと言うと、これ以外にも、監査で指摘され続けている係船の使用料などの時効処理とか、公平性という部分についても、億単位のお金が、不公平感がいまだに発生してそのままになっていると。改善しつつあるものの、こういった問題があるわけですから、私は厳しい対処が必要だろうと思ひ、あえて申し上げました。もう一度、代表監査委員の決意のほどと言いますか、改善に向けて調査権限がない中で、どこまでできるか、あるいはやらざるを得ないか。管理可能であるその根本原因という部分をどのように認識しておられるのか、もう一度伺います。

首藤代表監査委員 監査の権限が及ぶところ、及ばないところというのがあると思いますが、私どもは、260以上の実際の県の機関について監査を実施しています。なかなか局所的にそこにだけ絞って深く、例えば、職員の10名が張りついてというのがなかなかできないという現状ですので、どうしてもサンプル調査ということになります。その中で、サンプルをどう取っていくのかとか、いろいろ監査手法、一例にはソフトウェアで全体的に見てみるということも会計検査院の研究などで示されています。そういったところもしっかり勉強しながら取り入

れて、適正な監査が行われるように努力してまいりたいと思っています。

麻生委員 今回の26年の監査結果報告書を見ましても、監査事務局職員含めて、指摘はしっかりやっているわけですから、機能は果たしている、しっかり仕事をしていらっしゃると思うんです。これを生かしていく必要があろうかと思えます。しかも、県の行政の担当者が、契約事務の研修を受けていなかった事実も発覚しています。人事との連携も含め、市町村行政との信頼関係をしっかり維持していくためにも、徹底的な改善を求めておきたいと思えます。

鴛海副委員長 ほかに事前通告をされていない委員で質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

鴛海副委員長 それでは、委員外議員で質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

鴛海副委員長 それでは、本日の質疑等を踏まえ、全体を通して、委員の方からほかに何か質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

鴛海副委員長 別がないようですので、これで質疑を終了します。

これをもって監査事務局関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

これより内部協議に入りますので、委員の方はお残りください。

〔代表監査委員、監査事務局、委員外議員退室〕

鴛海副委員長 これより、決算審査報告について、内部協議に入ります。

さきほどの監査事務局の審査における質疑等を踏まえ、決算審査報告書を取りまとめたいと思えますが、特に、指摘事項や来年度予算へ反映させるべき意見・要望事項等がありましたら、お願いします。

麻生委員 ただいま申し上げましたとおり、今回、このような不祥事が発覚した以上は、監査

委員として過年度も含めた監査結果報告書に基づく措置状況の公表の在り方、あるいは改善についてしっかり求めていくという部分については、ぜひ委員長、委員会意見の中に盛り込んでいただければ幸いです。意見であります。

鴛海副委員長 ほかにありませんか。

久原委員 今の話の続きやけどね、昨日、随意契約の業者選定の理由だとか、あるいはこれからの職員の不祥事再発防止に向けた取組だのとかいうのが出ている。それを見ると、早く人事異動させるだとか、いろんなことを書いていただけけどね、そんなことをしたって根本的な解決はできんと思う。

例えば、今度の事件を見たって、あの人の場合、余人をもって代え難いような人なんよ。その人にこういうお金の貸し借りをさせんようなシステムが必要なんよ。監査事務局とか、あるいはどこかの違う部署にそういうお金の取扱いを全部させるようなシステムを作ればいい。そしたら、こんな問題は起こらんわけやから。そういうシステムを考えた方がいいと思う。

鴛海副委員長 ほかに意見等ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

鴛海副委員長 ただいま委員からいただきました御意見、御要望及び本日の審査における質疑を踏まえ、審査報告書案として取りまとめたいと思えます。

詳細については委員長に御一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

鴛海副委員長 それでは、そのようにいたします。

以上で、監査事務局関係の審査報告書の検討を終わります。

ここで、執行部が入室しますので、少々お待ちください。

〔国民文化祭・障害者芸術文化祭局、委員外議員入室〕

鴛海副委員長 これより、国民文化祭・障害者芸術文化祭局関係の審査を行います。

執行部の説明は、要請した時間の範囲内となるよう要点を簡潔・明瞭にお願いします。

それでは、局長の説明を求めます。

土谷国民文化祭・障害者芸術文化祭局長 それでは始めに、昨年度の決算特別委員会の審査報告書に対する措置状況を御報告します。決算特別委員会審査報告書に対する措置状況報告書の18ページをお開きください。

全国障害者芸術・文化祭開催準備事業についてです。

全国障害者芸術・文化祭では、多くの障がい者の方に参加していただくとともに、広く県民に障がい者アートの魅力を知っていただき、障がい者への理解を深めていただく機会にしたいと考えており、障がい者団体の代表や当事者にも御参加いただいた企画運営委員会、部会を中心に準備を進めているところです。

第一に、障がい者の参加機会としては、全国からの公募作品展や、障がいのある方とない方が一緒に練習し、交流を図る中で作品を作り上げるステージ発表などを実施します。また、障がい者の特性等に配慮した映画上映会の開催や受入れ側の施設職員等に対する研修会の実施を通じて、障がい者が芸術文化活動に参加する楽しさを感じる環境づくりを行います。

第二に、障がい者アートの鑑賞機会の確保として、期間中全ての市町村で障がい者アート事業を実施し、障がい者の発表機会や県民の鑑賞機会を身近な地域で設けます。

さらに、先進事例の紹介や情報共有を行うフォーラムを開催します。

また、文化祭終了後には関係者によるミーティングを行い、成果・課題の共有やネットワークの構築等により、県内における障がい者アートの取組定着を図るなど、アートを通じた障がい者の社会参加を促進してまいりたいと考えています。

次に、当局の主要な施策の成果について御報告します。平成29年度における主要な施策の成果の244ページをお願いします。

まず、全国障害者芸術・文化祭開催準備事業です。

中ほどの2事業内容欄にありますように、全国障害者芸術・文化祭の本番に向け、1年前イベントの開催、障がい者芸術についての他県の取組事例の紹介、商品化等に関する福祉施設職員等を対象としたセミナーの開催及び福祉施設等を対象にした文化祭に展示・発表できる作品等の発掘調査を行いました。

続いて、245ページをお開きください。国民文化祭開催準備事業です。

2事業内容欄に記載していますが、今年の国民文化祭の開催に向け、1年前イベントの開催、市町村実行委員会が実施するリーディング事業等に対する支援、芸術文化団体の人材育成に対する支援及び国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭実行委員会の開催などを行いました。

3事業成果にありますとおり、イベント全体の観客数が目標の16万2千人に対し、実績は21万8,425人であり、総合評価はAとなっています。

岡田企画・広報課長 事業については局長から御説明しましたので、私からは当局の歳出不用額及び決算について御説明します。

平成29年度決算附属調書を御覧ください。15ページをお開きください。

科目欄の中ほどの企画費企画調査費8,543万8,313円のうち、当局分は291万990円で、全額、国民文化祭開催準備事業費です。これは、旅費、需用費など事務的経費の節減によるものです。

続いて、平成29年度一般会計及び特別会計決算事業別説明書の277ページをお開きください。

平成29年度一般会計歳出決算のうち、国民文化祭・障害者芸術文化祭局関係分について御報告します。

一般会計の表の一番下、歳出合計欄を御覧ください。

予算現額は、左から2列目にありますように3億4,656万7千円となっておりまして、その右側の支出済額3億4,365万4,870円を差し引いた不用額は291万2,130円となっています。

鴛海副委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

執行部の皆さんに申し上げます。

答弁は挙手し、私から指名を受けた後、自席で起立の上、マイクを使用し、簡潔・明瞭に答弁願います。

事前通告が1名の委員から出されていますので、まず事前通告のあった委員の質疑から始めます。

守永委員 29年度の一般会計及び特別会計決算事業別説明書の279ページの給与費について、この中に時間外勤務手当が含まれているのかどうか、教えてください。

それと、2017年度の時間外勤務について、時間数の実態を教えてくださいと思います。また、ほかの職場と比較して過重労働になっていないかどうか、その辺をどう見ているのか教えてください。また、人員の充足度や健康管理も含めて、現実、大会も間近に迫った中で十分な配慮がなされているか、実態を教えてください。

岡田企画・広報課長 まず、給与費に時間外勤務手当が含まれているかという点は、含まれておりません。人事課の方に入っています。

それから、2017年度の一人当たりの時間外勤務時間数ですが、局全体で一人当たりの月平均で24.1時間となっています。これは県庁の本庁の平均18.1時間に比べて多くなっています。

この分析についてですが、本来、我々の部局が国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭というイベントを実施するために昨年設置されたということで、限られた期間の中で、現在の事業に取り組んでいる状況です。

具体的には、各種芸術団体との協議や練習などが平日の勤務時間外や週休日等になることが多いということもあります。また、1年前イベントや100日前イベント等の県主催事業やそのほかの各種催しの広報活動が週休日に行われることが多く、必然的に業務の内容が勤務時間外や週休日に行われることになるため、このような時間外勤務時間数になっているのではない

かと分析しています。

ただ、職員の勤務、健康管理は極めて重要なことですので、我々としても業務を効率的に進めるとともに、特定の職員に過度の負担がかからないようにしていきたいと考えています。

昨年度は情報共有のための朝礼を局全体で実施し、意思決定の迅速化のために広報や観光、おもてなし業務のプロジェクトリーダーを設置するなどしています。また、今年度は、文化祭本番になりますので、事業推進課の県事業班と障害者芸術・文化班にそれぞれ1名の増員を行ったところです。

いずれにしても、開会まで4日という状況になっています。準備も佳境を迎えていますので、引き続き風通しの良い職場づくりに努めるとともに、この開会式が終了して一段落つきましたら、振替休日等の取得を進める等、健康管理に努めてまいりたいと思っています。

守永委員 いずれにしても、大会間近にして、気が張りつめているときにははっきりできるんではないでしょうか、これだけ時間外勤務が多いという状況、しかも近づけば近づくほど時間数は延びる傾向にあるんじゃないかと思います。体を壊さないように十分留意をしていただきたいと思いますし、また、燃え尽き症候群等に対するアフターフォローの方もしっかりと配慮をお願いしたいと思います。

鴛海副委員長 ほかに事前通告をされていない委員で質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

鴛海副委員長 それでは、委員外議員で質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

鴛海副委員長 それでは、本日の質疑等を踏まえ、全体を通して、委員の方からほかに何か質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

鴛海副委員長 別にないようですので、これで質疑を終了します。

それでは、これをもって国民文化祭・障害者芸術文化祭局関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

これより内部協議に入りますので、委員の方はお残りください。

〔国民文化祭・障害者芸術文化祭局、委員
外議員退室〕

鴛海副委員長 これより、決算審査報告について、内部協議に入ります。

さきほどの国民文化祭・障害者芸術文化祭局の審査における質疑等を踏まえ、決算審査報告書を取りまとめたいと思いますが、特に、指摘事項や、来年度予算へ反映させるべき意見・要望事項等がありましたら、お願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

鴛海副委員長 ただいま委員からいただきました御意見、御要望及び本日の審査における質疑を踏まえ、審査報告書案として取りまとめたいと思います。

詳細については委員長に御一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

鴛海副委員長 それでは、そのようにいたします。

以上で国民文化祭・障害者芸術文化祭局関係の審査報告書の検討を終わります。

これをもちまして本日の審査日程は終わりましたが、この際ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

鴛海副委員長 それでは、次回の委員会は、明日3日の午前10時から開きます。

以上をもって、本日の委員会を終わります。

お疲れさまでした。